

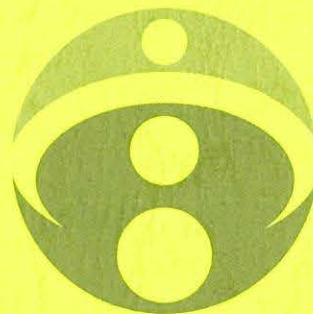
平成 27 年度

宮崎大学大学院農学工学総合研究科  
博士後期課程履修案内

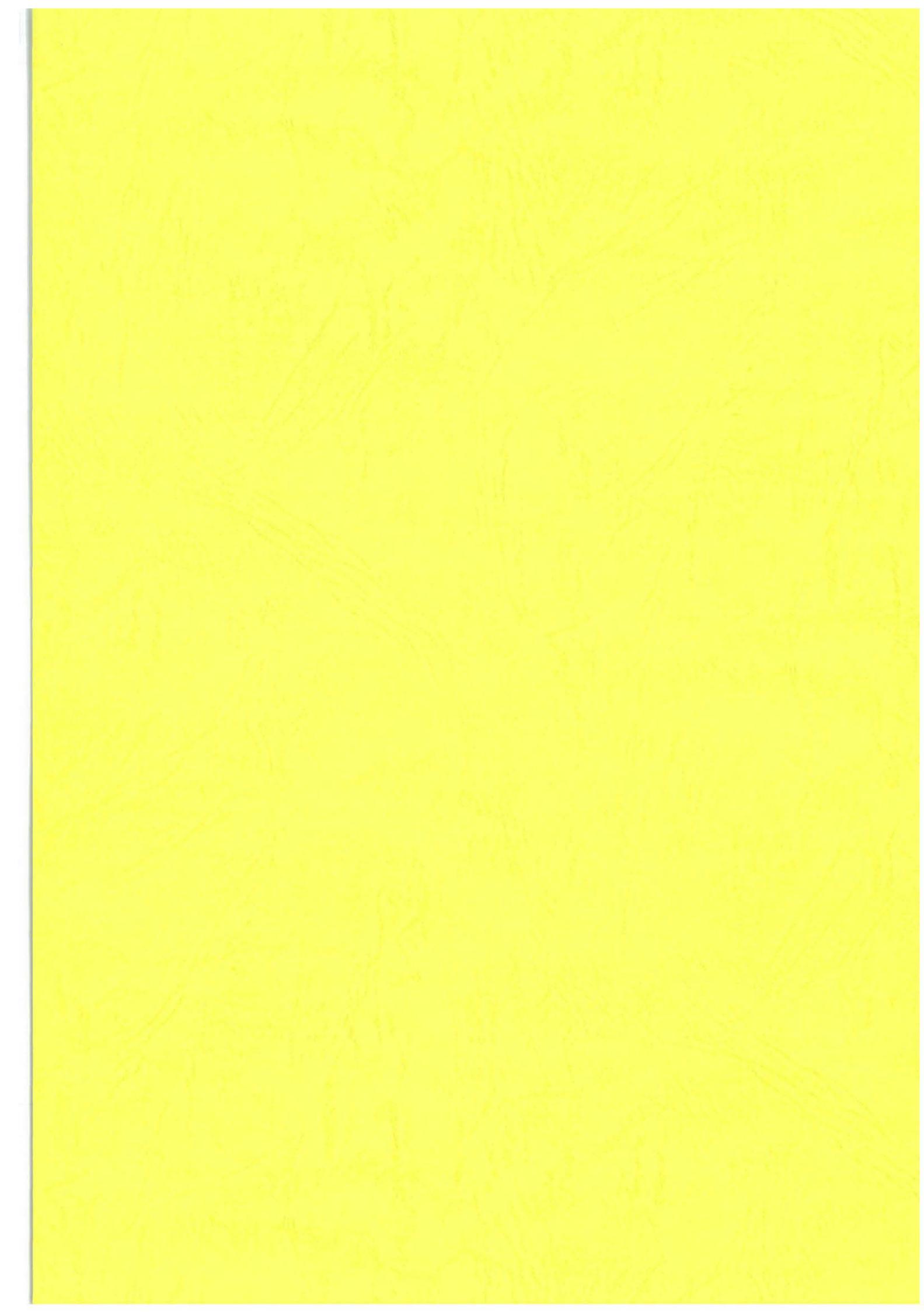
資源環境科学専攻

生物機能応用科学専攻

物質・情報工学専攻

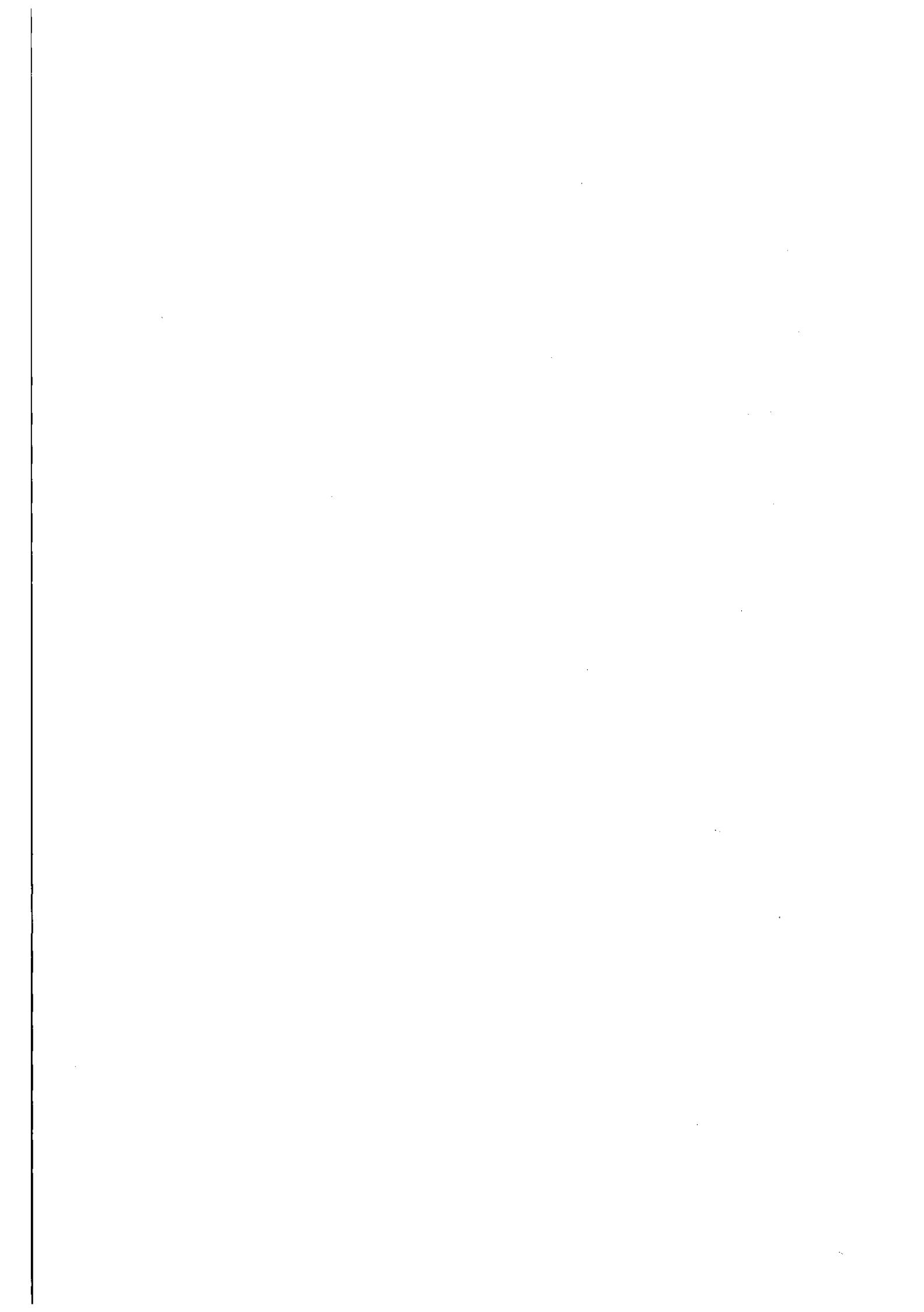


宮崎大学大学院農学工学総合研究科



## 目 次

1. 専攻及び教育コース、研究指導、履修方法、修了要件、学位	
1-1 教育の理念	1
1-2 教育目標	1
1-3 専攻及び教育コース	2
1-4 研究指導の方法	3
1-5 履修の方法	3
1-6 履修手続	4
1-7 長期履修制度	5
1-8 奨学金	5
1-9 学生教育研究災害傷害保険（学研災）	5
1-10 リサーチアシスタント（RA）及びティーチングアシスタント（TA）経費	5
1-11 授業料免除	6
1-12 修了要件	6
1-13 学位	6
2. 授業科目の内容	
2-1 資源環境科学専攻	7
2-2 生物機能応用科学専攻	15
2-3 物質・情報工学専攻	20
3. 宮崎大学学務規則及び関係諸規程	
3-1 宮崎大学学務規則	27
3-2 宮崎大学学位規程	54
3-3 宮崎大学大学院農学工学総合研究科規程	61
4. 学位授与に関する取扱要領	
4-1 宮崎大学大学院農学工学総合研究科博士後期課程における課程修了による 学位授与に関する取扱要領	65
4-2 宮崎大学大学院農学工学総合研究科博士後期課程における論文提出による 学位授与に関する取扱要領	67
4-3 別紙様式	70
5. 宮崎大学大学院農学工学総合研究科博士後期課程における学位論文の作成要領	
	81
6. 農学工学総合研究科博士後期課程 学位論文のインターネットによる全文公開について	
	82
7. 宮崎大学学術情報リポジトリ登録許諾書	83



## 1. 専攻及び教育コース、研究指導、履修方法、修了要件、学位

### 1-1 教育の理念

宮崎大学大学院農学工学総合研究科は、農学と工学の学問的背景と連携協力の実績を踏まえて、農学と工学が連携・融合した教育研究領域の深化を図り、広範な知識に基づいた総合的判断力と高度な研究能力を備え、技術・知識基盤社会の形成に資する高度専門技術を修得できる大学院教育を行う。

### 1-2 教育目標

宮崎大学農学工学総合研究科博士後期課程では 21 世紀の喫緊の課題である低環境負荷・持続型生産システムの構築、持続型地域社会が必要とする社会基盤の保全、動植物及び微生物の機能を活かした新規機能性食品の開発、地域バイオマス資源の有用物質への変換、ナノテクノロジーを応用した機能性材料の創生、自然共生型エネルギーの活用とその変換技術、省エネルギー化・高度情報化された生産技術の開発、高度なソフトウェアを活用した情報処理システムの構築等の課題解決に貢献できる人材を育成とともに、社会人や留学生を積極的に受け入れ、地域産業界との連携及び国際的教育を行う。

#### カリキュラムポリシー

宮崎大学大学院農学工学総合研究科では、国際的に評価される深い専門性と高い倫理観を身につけた博士を養成するために、以下の方針に沿ってカリキュラムを編成する。

1. 農学と工学の学際的な知識を備え、それらを総合的に活用できる科目の設置
2. 研究者・高度専門技術者として高い倫理観を修得する科目の設置
3. 高度な専門的知識を学ぶ科目の設置
4. 高度専門技術者の立場から充分にコミュニケーションできる能力を習得する科目の設置
5. 学術論文を作成する能力を養成する科目の設置

#### ディプロマポリシー

宮崎大学大学院農学工学総合研究科では、所定の期間在籍し、所定の単位を修得し、以下の能力を身につけた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に、学位（博士号）を授与する。

1. 農学と工学の学際的な知識を備え、それらを総合的に活用できる能力
2. 研究者・高度専門技術者として高い倫理観を備え、総合的な判断ができる能力
3. 高度な専門性の知識を有して、それを活用できる能力
4. 国際学会等で高度専門技術者の立場から充分にコミュニケーションできる能力
5. 計画的に研究を進め、それをまとめる能力

### 1-3 専攻及び教育コース

専攻	教育コース	教育研究内容
資源環境科学専攻	環境共生科学教育コース	農林畜産業から生み出されるバイオマス資源を活用したエネルギー問題の解決と資源循環型地域社会の創出、森林を中心とした豊かな自然と豊富な生物資源の利活用によるCO <sub>2</sub> 濃度上昇抑制、水源涵養、環境修復技術、防災機能の強化、快適な地域都市空間の創出などの環境問題に対応するために、農学と工学が連携・融合した学際・総合的な教育研究を行う。また、持続型社会の構築を目指して、自然や生態系と調和・共生するために必要な理論や技術・方法論などを教授する。
	持続生産科学教育コース	生物資源の有効利用、開発と適正管理による持続型生産科学技術に関する教育研究を行う。そのため植物生産科学、動物生産科学及び農業環境工学分野が連携し、総合的な農学教育研究を通して、持続生産に係わる動植物生産の解析・制御、動植物資源の利活用、動植物機能の開発・向上、病害虫の制御、動植物の生理機能の解析、動植物生産過程での生態系の動態解明、及び農業生産の環境整備と機械化・装置化を通じて、持続型生産システムの開発に対応できる教育研究を行う。
生物機能応用科学専攻	生命機能科学教育コース	動植物や微生物の持つ生命機能を活用して食と健康・生物資源・環境を包括的に捉え、生化学・遺伝子工学・生物工学・食品機能科学などについての教育研究を行う。微生物が有する潜在機能を開発し、環境汚染物質の分解や地域バイオマス資源の有用物質への変換について分子レベルから培養工学の分野まで、農学と工学が連携して教育する。また、地域の食品が持つ機能性評価システムの構築や、機能性物質の検索システムの開発に関する教育を行い、これら食品中の機能性物質に対する生体調節機構や解毒代謝を細胞レベルでの解明に関する教育へと発展させた教育を行う。
水域生物学専攻	水域生物科学教育コース	水生生物を利用した有効物質の探索、食品の開発、有効微生物の探索と応用、水産資源の管理に関する、水域生物の生態系及び遺伝学的解析、水産増養殖に関しての教育研究を行う。この分野では、人間社会と水域環境との関わりから生ずる環境問題、資源管理、生態系の保全、食料問題を水産科学的に捉える必要があり、水域生物に関わる課題に対応できる教育研究を行う。
物質・情報工学専攻	新材料エネルギー工学教育コース	環境調和・循環型の機能性材料の創生及びエネルギーの変換・解析などについて教育研究を行う。そのため、化学・電気工学・材料工学が連携して、ナノオーダーで制御された機能性材料の創生及び新型薄膜半導体製造及び評価技術、太陽電池・燃料電池等の自然共生型エネルギーの高効率変換システムの開発などの課題に対応する教育研究を行う。さらに、ハドロン物理学や原子物理学・天体物理学を基盤とする高エネルギー粒子（素粒子・X線・レーザー・プラズマ等）のエネルギー計測及び解析に関する教育研究を行う。

物質・情報工学専攻	生産工学 教育コース	生産技術の省エネルギー化及び高度情報化について教育研究を行う。そのため、機械工学と情報工学を緊密に連携させ、生産工学・振動工学・流体工学に基づいた計測・制御システムの開発、超微細・高品質の機械加工技術及び環境負荷を考慮した構造材料の開発・生産技術に対応した教育研究を行う。また、情報ネットワーク技術・ソフトウェア技術・数理工学手法に基づいた生産情報の知的管理等の課題に対応できる教育研究を行う。
	数理情報工学 教育コース	高度な情報処理技術と知識を体得し、数理モデルの構築と解法、アルゴリズムとソフトウェアに関する教育研究を行う。そのため、農学、生物学、及び情報科学が連携したバイオインフォマティクスによって、医用情報の管理及びゲノムが内包する情報の解明や食品が有する機能性(健康維持や抗ウィルス性)の解明と予測に対応した教育研究を行う。また、分子モデリングの理論開発、複雑な非線形現象のモデル化・解析・シミュレーション、情報通信・集積回路の解析・設計、自己修復型コンピュータシステム開発などの課題に対応できる教育研究を行う。

#### 1-4 研究指導の方法

主指導教員 1 名及び副指導教員 2 名以上が、履修指導及び研究指導を行います。学生は、主指導教員及び副指導教員の研究指導に基づき研究計画を策定し、その研究計画に従って実験や理論を展開し、研究論文を作成します。

#### 1-5 履修の方法

基礎科目群（必修：3 単位）、研究基盤科目群（選択：4 単位以上）、特別研究（必修：5 単位）計 12 単位以上を取得する。

科 目 群	開 講 科 目 等	
基礎科目群 (3 単位)	研究者倫理（1 単位 必修） 環境倫理、生命倫理、技術者倫理の内容について行う講義を履修する。 専攻必修講義（2 单位 必修） 教育コース毎に設定された科目一科目（2 単位）を履修する。	
	① 環境共生科学教育コース	資源環境共生科学（融合科目）
	② 持続生産科学教育コース	持続生産科学（融合科目）
	③ 生命機能科学教育コース	生命機能利用学（融合科目）
	④ 水域生物科学教育コース	水域生物科学（融合科目）
	⑤ 新材料エネルギー工学教育コース	エネルギー変換論（融合科目）
	⑥ 生産工学教育コース	設計生産システム論（融合科目）
	⑦ 数理情報工学教育コース	数理情報工学論（融合科目）

<b>研究基盤科目群 (4単位以上)</b>	<b>専攻選択講義（選択）</b> 教育コースが認める専攻選択講義から2科目以上を選択する。ただし、主指導教員担当の講義1科目を含むものとする。	
<b>特別研究 (5単位)</b>	学生は主指導教員及び副指導教員の研究指導に従い、研究計画を策定し、調査・研究・発表等を通じて学位論文を仕上げる。	
	①環境共生科学教育コース	環境共生科学特別研究
	②持続生産科学教育コース	持続生産科学特別研究
	③生命機能科学教育コース	生命機能科学特別研究
	④水域生物科学教育コース	水域生物科学特別研究
	⑤新材料エネルギー工学教育コース	新材料エネルギー工学特別研究
	⑥生産工学教育コース	生産工学特別研究
	⑦数理情報工学教育コース	数理情報工学特別研究
	学生は、主指導教員及び副指導教員の研究指導に基づき研究計画を策定し、その研究計画に従って実験や理論を展開し、研究論文を作成する。特別研究では、指導教員は学生に対して以下の指導を行う。 第1段階では、研究テーマと直接関係した文献調査、研究テーマと関連する研究領域の動向・将来性などについての文献調査及び的確な研究計画の策定をさせる。 第2段階では、研究計画に基づきデータの解析や収集を行わせる。さらに、学生には、研究の進捗状況を専攻毎に開催するセミナーにおいて英語による口頭発表を2回行わせる。さらに、研究成果は学会等で発表するよう指導する。 第3段階では、これまでの論文誌等の投稿論文や発表論文を纏め、学位論文の作成、博士論文審査会での発表などについて、指導を行う。	

## 1-6 履修手続

各専攻の授業科目及び授業内容は、7ページ以降の「2. 授業科目の内容」に記載されています。学生が履修するに当たっては、主指導教員の指導を受け、「履修申請書」を指定された期日までに提出してください。

## 1-7 長期履修制度

職業を有している等の事情により、規定する標準修業年限（3年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望し、申請が認められた学生を長期履修学生といいます。

長期履修を希望する場合の資格及び申請手続きは以下のとおりです。

(資格) 次のいずれかに該当する者

- (1) 職業を有する者（常勤の者）
- (2) その他農学工学総合研究科長が長期履修することが必要と認めた者

(申請手続き)

- (1) 申請書類
  - ・長期履修申請書
  - ・長期履修申請許可書
- (2) 提出期限
  - ・1年次から希望する者は、本研究科出願時
  - ・2年次から希望する者は、4月入学生は1年次の1月末日まで、10月入学生は1年次の7月末日まで

## 1-8 奨学金

本学では、日本学生支援機構奨学金を始め、地方公共団体及び各種奨学金団体の奨学金を取り扱っています。詳しくは学生支援部学生生活支援課へ問い合わせるか、又は、宮崎大学のホームページ (<http://www.miyazaki-u.ac.jp/>) より学生支援部のページをご覧ください（宮崎大学トップページ→在学生の方へ→学生支援部 Web サイト→学生生活情報）。

大学院博士後期課程（昨年度までの金額）

第一種 80,000円、122,000円から選択

第二種 50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円から選択

なお、奨学金申し込みの募集説明会が4月上旬に開かれますので、入学後すぐに学生支援部掲示板（大学会館1階）、各学部の掲示板でご確認ください。

## 1-9 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

この保険は、学生の互助共済制度として、大学に在学する学生が正課中に被った種々の災害、又は通学途中やキャンパス内での課外活動中に被った災害を、救済するために設けられた補償制度です。大学院生は研究活動に携わりますので全員加入してください。また、インターンシップ等に参加する際には、別途、「学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険（学研賠）」にも加入してください。加入手続きについては学生生活支援課（大学会館2階）に問い合わせてください。

- ・学生教育研究災害傷害保険（学研災）加入費 3年間分 2,600円
- ・学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険（学研賠）加入費 3年間分 1,020円

## 1-10 リサーチアシスタント(RA) 及びティーチングアシスタント(TA) 経費

農学工学総合研究科では、学生（社会人入学生を除く）をRA及びTAとして雇用する制度があります。主指導教員と相談のうえ、申し込んでください。

時間単価 1,379円（平成26年度実績）

## 1-11 授業料免除

経済的理由等により授業料の納付が困難な者に対しては、申請に基づき各期（前期・後期）ごとに選考のうえ、徴収すべき授業料を全額又は半額免除される制度があります。選考は、本学で決定します。

前期分についての、申請書配布期間は1月中旬頃（予定）、決定は6月下旬頃（予定）、後期分についての、申請書配布期間は7月中旬頃（予定）、決定は11月下旬頃（予定）となっております。また、決定に関しては、それぞれ学内掲示でお知らせするとともに、学資を主として負担している方に選考結果を郵送で通知します。

詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。

授業料免除に関する連絡窓口

宮崎大学学生支援部学生生活支援課

〒889-2192 宮崎市学園木花台西1-1

電話 0985-58-7976

FAX 0985-58-7974

## 1-12 修了要件

博士後期課程の修了要件については、宮崎大学学務規則第76条第2項及び第3項に規定されています。

以下にその要点を要約します。

修了要件は、農学工学総合研究科に3年以上在籍し、12単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在籍期間については優れた研究業績を上げた者については修士課程又は博士前期課程を含めて3年以上の在籍で足りるものとする。

また、修士課程修了と同等の学力を有するものとして入学を認められた者については、3年以上の在籍で足りるものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

## 1-13 学位

学位の種類については宮崎大学学位規程第2条に、学位の授与要件については第3条に規定されています。

宮崎大学大学院農学工学総合研究科博士後期課程では、資源環境科学専攻及び生物機能応用科学専攻を修了した者には博士（農学）、博士（工学）又は博士（学術）の学位が授与されます。また、物質・情報工学専攻を修了した者には、博士（工学）又は博士（学術）の学位が授与されます。

## 2. 授業科目の内容

2-1 資源環境科學專攻

## Department of Environment and Resource Sciences

★はコーディネーター

Course of Environmentally Harmonized Technology and Science

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
環境共生科学教育コース	専攻選択講義	環境共生科学特論 (融合科目)  (Advanced Study for Environmentally Harmonized Technology and Science)	2	1 前 2 後	西脇 亜也 ★ 土手 裕 稻垣 仁根 鈴木 祥広 宇田津 徹朗 多炭 雅博 狩野 秀之	3 2 2 2 2 2 2	持続型社会の構築に必要な自然と人為的生態系とが調和した環境共生システムに関して、未利用資源の利活用、資源循環（水、窒素、炭素など）と環境保全との関係、自然と人為的環境との共生技術および環境修復技術などの側面から、農学と工学とが連携・融合し、総合的に講義する。
		社会基盤災害軽減学 (融合科目)  (Disaster Mitigation for Infrastructure)			原田 隆典 ★ 亀井 健史 竹下 伸一 村上 啓介 瀬崎 満弘 山本 直之 嶋本 寛	2 2 2 2 2 2 3	農山村地域、都市地域、沿岸地域における大規模自然災害による農・工業生産機能および生活機能の低下を抑制し、国土保全機能を強化することにより、農山村地域と都市地域が健全かつ持続的な発展を図るために社会基盤システムのあり方、社会経済学的方法、地域計画学的手法などについて、農学と工学とが連携・融合し、双方の視点から総合的に講義する。
		森林資源保全利用学 (Conservation and Utilization of Forest Resources)			伊藤 哲 高木 正博 清水 收 藤掛 一郎 光田 靖 雉子谷 佳男 目黒 貞利 亀井 一郎 ★	2 2 2 2 2 2 1 2	森林資源の持続的かつ高度利用と森林環境の保全・管理・計画技術について講義する。森林の様々な生態系サービスと人為活動のインパクトの解析・予測に基づく森林保全の在り方、ならびに広域森林資源の経営・管理・計画の方法論を解説するとともに、樹木と森林微生物等の森林資源の高度利用技術について講述する。

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
環境共生科学教育コース	専攻選択講義	草地システム科学 (Ecology and Management of Grassland Systems)	2	1 前 2 後	平田 昌彦 ★ 飛佐 学	8 7	システム(土-草-動物-環境系)としての草地・草原の資源管理・利用・保全について講義する。農業的観点からは、環境と調和した飼料草類の生産・利用から家畜生産までを解説する。非農業的観点からは、草地・草原のアメニティ機能や種・環境保全機能などについて論ずる。資源の最適管理・利用・保全方法を探求する手法としてのシステム分析について講述する。
		草本植物資源開発・利用学 (Development and utilization of bio-resources in grasses)	2	1 前 2 後	明石 良 ★ 石井 康之 井戸田 幸子	6 5 4	草本植物の地球資源的利用を考える。すなわち、資源開発のための植物バイオテクノロジーの原理とそれに基づく導入・育種の理論、資源利用のための個生態・栽培の理論および動物栄養の理論などについて概説するとともに、国内外の暖地における飼料生産・利用の現状を討議する。
		資源循環化学特論 (Advanced Lecture on Chemistry of Materials Cycle and Resources Utilization)	2	1 前 2 後	松下 洋一 塩盛 弘一郎 ★ 大島 達也	5 5 5	地球上の地圏、大気圏、水圏および生物圏における資源・物質循環における最近の問題点と、化学変換および物質分離を基礎とした資源の有効利用技術、資源のリサイクル技術、バイオマスの利活用技術を解説し、資源循環の観点からの環境保全技術についても講義する。
		地域社会基盤特論Ⅰ (Advanced Civil Engineering I)	2	1 前 2 後	出口 近士 ★ 嶋本 寛	8 7	地球環境問題、グローバリゼーションの中で、地域社会基盤の整備のあり方は大きな変更を迫られている。また、日本においては人口減少、少子高齢化や地方分権化の流れがあり、さらには市民社会への対応も求められている。本講義は、以上を踏まえた地域社会基盤施設のあり方を学び、考察・議論する。

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
環境共生科学教育コース	専攻選択講義	地域社会基盤特論Ⅱ (Advanced Civil Engineering Ⅱ)	2	1 前 2 後	今井 富士夫 原田 隆典 亀井 健史 瀬崎 満弘 村上 啓介 ★	3 3 3 3 3	資源環境科学専攻が掲げるディプロマポリシー（資源の枯渇、自然及び生活環境の悪化、食料危機などの人類が直面しつつある課題に取り組むための能力育成）に沿い、地球環境の保全、生命科学、国際性の素養を携えた研究者や高度技術者を育成するため、 ①環境と調和した地域社会基盤施設の設計・建設技術 ②自然災害に強い地域社会基盤構築技術 ③地域社会基盤の維持管理と再生技術について最新の考え方と具体的方法を講義する。

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
環境共生科学教育コース	特別研究	環境共生科学特別研究 (Advanced Research on Environmentally Harmonized Technology and Science)	5	1 ↓ 3	主指導教員 及び副指導教員		<p>学生は、指導教員及び副指導教員の研究指導に基づき研究計画を策定し、その研究計画に従って実験や理論を展開し、研究論文を作成する。特別研究では、指導教員は学生に対して以下の指導を行う。</p> <p>第1段階では、研究テーマと直接関係した文献調査、研究テーマと関連する研究領域の動向・将来性などについての文献調査及び的確な研究計画の策定をさせる。</p> <p>第2段階では、研究計画に基づきデータの解析や収集を行わせる。さらに、学生には、研究の進捗状況を専攻毎に開催するセミナーにおいて英語による口頭発表を2回行わせる。さらに、研究成果は学会等で発表するよう指導する。</p> <p>第3段階では、これまでの論文誌等の投稿論文や発表論文を纏め、学位論文の作成、博士論文審査会での発表などについて、指導を行う。</p>

Course of Sustainable Agricultural Technology and Science

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
持続生産科学教育コース	専攻選択講義	先端園芸学 (Advanced Horticulture)	2	1 前 2 後	位田 晴久 鉄村 琢哉 ★ 本勝 千歳 圖師 一文	3 4 4 4	目覚ましい発展を遂げる園芸分野において、園芸作物の特性を把握し、高品質なものを環境や生産者に負荷をかけずに如何に効率的に生産し、消費者・実需者に享受してもらうかの数々のアプローチについて講述し、論議する。これにより、「国際性」、「生命科学」、「地球環境の保全」について理解を深める。
		植物育種学特論 (Advanced Plant Breeding Science)	2	1 前 2 後	國武 久登 ★	15	質の高い持続的な植物生産システムの構築に植物育種学の分野から貢献するために、植物の遺伝、遺伝資源の探索・評価とその育種的利用、ならびに代謝、細胞、染色体および遺伝子工学的手法による植物育種の現状と課題について教授する。
		分子植物病理学 (Molecule Plant Pathology)	2	1 前 2 後	本年度 休講		

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
持続生産科学教育コース	専攻選択講義	動物資源生理生化学 (Physiology and Biochemistry of Animal Resources)	2	1 前 2 後	森田 哲夫 ★	4	資源動物を有効に利用するための栄養化学と機能性飼料の開発、畜産食品の生産・衛生および製造過程における生物学的、化学的、物理学的な諸現象の分析、「食の安全性と人間の健康」に重点を置いた高品質な畜産製造食品の開発に関して解説する。
					仲西 友紀	4	
					河原 聰	4	
		動物機能情報制御学 (Methodology of Animal Breeding and Management)	2	1 前 2 後	井口 純	3	資源の枯渇、自然及び生活環境の悪化、食料危機など的人類が直面しつつある課題に取り組むために、以下の能力を備えるよう講義する。すなわち、安全で高品質な動物生産をいかに効率的かつ持続的に行うか」という課題に対して、動物の生殖機能の解析による新たな機能開発や動物を中心とした生態系の動態解明と制御に関して、分子レベルから個体・集団レベルまで総合的な視点に立って解説する。これにより、「国際性」、「生命科学」、「地球環境の保全」について理解を深める。
					芦澤 幸二 ★	5	
					續木 靖浩	5	
		生産環境工学特論 (融合科目)  (Advanced Environmental Engineering in Agricultural and Industrial Production)	2	1 前 2 後	石田 孝史	5	生物生産における環境情報システム工学・農業環境工学に関する計測・解析・制御・評価方法と改善対策等を解説する。また、農業を営む上で重要な水環境、土壤環境、労働環境、環境情報システム等の基礎と先端技術について生産工学的な立場から講述する。特に、農作物の持続的生産に不可欠な栽培環境のミクロ的現象からマクロ的現象までの正確な情報の把握とそれに対応した改善対策を解説する。
					御手洗 正文 ★	4	
					木下 統	4	

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
持続生産科学教育コース	専攻選択講義	作物生産学 (Recent Crop Production Science)	2	1 前 2 後	稻葉丈人 湯浅高志 佐伯雄一 ★	5 5 5	イネやダイズといった、主要作物の生産に関わる遺伝子資源、作物改良や、土壤環境などの生産環境および生態系について学習する。それらを基盤として、今日に気候変動に関連する国際的な視野から作物生産に対する理解と知識の習得を目指すとともに、生態系と持続的農業に関して考察する。データの捉え方として統計処理の基礎をWebを利用した自学自習によって習得する。
	特別研究	持続生産科学特別研究 (Advanced Research on Sustainable Agricultural Technology and Science)	5	1 3	主指導教員 及び副指導教員		学生は、指導教員及び副指導教員の研究指導に基づき研究計画を策定し、その研究計画に従って実験や理論を展開し、研究論文を作成する。特別研究では、指導教員は学生に対して以下の指導を行う。 第1段階では、研究テーマと直接関係した文献調査、研究テーマと関連する研究領域の動向・将来性などについての文献調査及び的確な研究計画の策定をさせる。 第2段階では、研究計画に基づきデータの解析や収集を行わせる。さらに、学生には、研究の進捗状況を専攻毎に開催するセミナーにおいて英語による口頭発表を2回行わせる。さらに、研究成果は学会等で発表するよう指導する。 第3段階では、これまでの論文誌等の投稿論文や発表論文を纏め、学位論文の作成、博士論文審査会での発表などについて、指導を行う。

2-2 生物機能応用科学専攻  
Department of Applied Biological Science

★はコーディネーター

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
	研究科共通	研究者倫理 (Researcher Ethics)	1	1 前 2 後	守屋 和幸 楠田 哲也 圖師 一文 ★ 各指導教員	2 2	社会に対する科学技術の役割と使命を理解し、研究者・技術者として守るべき研究者倫理の基本、及び社会への貢献と責任について理解を深める。
	専攻必修講義	生命機能利用学 (融合科目) (Bioscience and Biotechnology)	2	1 前 2 後	横井 春比古 林 幸男 太田 一良 水光 正仁 窄野 昌信 ★ 吉田 直人 榎原 陽一	2 2 2 2 2 2 3	微生物を活用した有用物質の生産（バイオポリマーの特性把握と利用および生産技術、微生物が生成する多糖分解酵素の有効利用など）、生体調節機能と生体内酵素類の働きとの関係、食品栄養素の代謝とその利用について、農学と工学とが連携・融合し、双方の視点から総合的に講義する。
		水域生物科学 (融合科目) (Marine Biological Science)	2	1 前 2 後	三浦 知之 岩槻 幸雄 神田 猛 深見 裕伸 ★ 内田 勝久 香川 浩彦 田岡 洋介 伊丹 利明 酒井 正博 鈴木 祥広	2 2 1 1 1 2 2 2 2 1	人間社会と水域環境との関わりから生ずる環境問題、資源管理、生態系の保全、食料問題等多くの課題を水産科学的に捉え、水域生命利用化学、水域資源生物生態学、水族分子生物学、水族生理・病理学的側面から、上記の諸課題の問題点を提議し、今後の水域生命科学の在り方についての方向性の一つを示す。

Course of Bioscience and Biotechnology

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
生命機能科学教育コース	専攻選択講義	微生物機能利用学 (融合科目)  (Applied and Molecular Microbiology)	2	1 前 2 後	林 幸男 太田 一良 吉田 直人 ★	5 5 5	微生物の多様な潜在的機能を開発し、その機能を利用して地域バイオマス資源を有用物質へ変換するため基盤技術について分子遺伝学レベルから培養工学の分野までの幅広い知識について農学と工学とが連携・融合し、双方の視点から総合的に講義する。
		生体情報解析学 (融合科目)  (Bioinformatics)	2	1 前 2 後	湯井 敏文 ★ 榎原 陽一	8 7	新規な生体高分子立体構造解析方法、タンパク質モデリングの基礎理論、ポストゲノム時代におけるタンパク質研究方法論など、生命科学分野について農学と工学が連携・融合し、総合的に講義する。
		生物応用工学 (Bioprocess Engineering)	2	1 前 2 後	横井 春比古 ★ 廣瀬 遵	8 7	微生物機能を活用するバイオマスエネルギーの生産技術、および各種の有機化合物の変換能を有する酵素の構造機能および機能改変に関して講述する。
		応用生物化学 (融合科目)  (Applied Biochemistry)	2	1 前 2 後	水光 正仁 ★ 江藤 望 菅本 和寛	5 5 5	生物の有する機能を解析するため、遺伝子からタンパク質そして低分子の生理活性物質のレベルまでの実験原理を解説し、特にタンパク質の機能発現のために翻訳後修飾が重要であることを説明する。また、ポストゲノム研究に必要なDNAマイクロアレイやプロテオーム解析技術などについて解説する。また、健康に関わる食品の諸問題のうち、特にアレルギー疾患について解説する。また、分析手段としての抗体利用技術、免疫細胞の機能解析や食品の機能性評価のための培養細胞利用技術等を解説する。さらに、食品中の生理活性物質の性質と化学合成について解説する。

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
生命機能科学教育コース	専攻選択講義	食品機能化学 (Food Chemistry and Nutrition)	2	1 前 2 後	窄野 昌信 西山 和夫 山崎 正夫 ★ 榎原 啓之	3 4 4 4	食品の機能性に注目し、生活習慣病の予防効果が期待される食品成分とその作用について、培養細胞や実験動物を用いた実験、疫学調査、介入試験などのデータを用いて解説する。
	特別研究	生命機能科学特別研究 (Advanced Research on Bioscience and Biotechnology)	5	1 3	主指導教員 及び副指導教員		学生は、指導教員及び副指導教員の研究指導に基づき研究計画を策定し、その研究計画に従って実験や理論を展開し、研究論文を作成する。特別研究では、指導教員は学生に対して以下の指導を行う。 第1段階では、研究テーマと直接関係した文献調査、研究テーマと関連する研究領域の動向・将来性などについての文献調査及び的確な研究計画の策定をさせる。 第2段階では、研究計画に基づきデータの解析や収集を行わせる。さらに、学生には、研究の進捗状況を専攻毎に開催するセミナーにおいて英語による口頭発表を2回行わせる。さらに、研究成果は学会等で発表するよう指導させる。 第3段階では、これまでの論文誌等の投稿論文や発表論文を纏め、学位論文の作成、博士論文審査会での発表などについて、指導を行う。

Course of Marine Biological Science

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
水域生物科学教育コース	専攻選択講義	水域生命利用科学 (Applied Science of Marine Bioresource)	2	1 前 ～ 2 後	林 雅弘 幡手 英雄 田岡 洋介 ★	5 5 5	水産増養殖は、日本において創出された総合的科学として発展してきた経緯があるものの、現状ではいくつかの研究領域において、問題点が浮かび上がっている。その分析を行うとともに対応策を検討し、さらに水産科学の未解決領域に挑戦する際の戦術的見地についても考察する。特に、主要な養殖魚に関連する栄養、代謝、疾病、餌飼料および環境微生物等について講述し、代謝工学や分子栄養学的側面から水産生物を理解させる。さらに、各種魚介類の諸組織に含まれる成分を精査することによって海洋生物資源が人類にとって極めて有用であることを理解させると共に、専門的な知識を教授する。
		水域資源生物学 (Biology of Aquatic Animals)			三浦 知之 岩瀬 幸雄 神田 猛 ★	5 5 5	海洋における生物生産環境の多様性を理解させるために、研究対象の背景となる最新の海洋観測法を具体的に示し、最新の海洋観測機器や海洋生物調査法の知識を深化させる。さらに、近年急速に重要な知見が蓄積されつつある水棲生物の生態学的特徴や分類学を理解させることを目的として、棲息環境、繁殖条件などに関してその適応、戦略、資源、多様性および進化などの水域生物資源に関わる専門的知識を教授する。
		水族分子生物学 (Aquatic Molecular Biology)			酒井 正博 深見 裕伸 引間 順一 河野 智哉 ★	3 4 4 4	1)水産重要種について、分子生物学的技術をもとにした免疫関連遺伝子の探索および分子遺伝マーカーの探索とそれを指標とした遺伝進化系統解析に関する専門的な知識を教授する。 2)原始的な多細胞動物である刺胞動物について、近年明らかとなってきた分子生物学的知見を含めながら、単純な体制から複雑な体制への進化について教授する。

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
水域生物科学教育コース	専攻選択講義	水族生理・病理学 (Fish Physiology and Pathology)	2	1 前 2 後	香川 浩彦 ★ 内田 勝久 伊丹 利明 吉田 照豊	4 3 4 4	魚類や水棲無脊椎動物の繁殖生理現象について解説し、その現象に関するホルモン機構をこれまでの研究データを示して分子・遺伝子レベルで理解させる。また、このような基礎的な知見を用いて開発された魚類の卵子や精子形成および産卵に関する繁殖制御技術についての知識を習得させる。さらに、魚介類の生体防御機構について、各種病原体に対する魚介類の感染防御機構例を示しながら、液性・細胞性の感染防御機構における哺乳動物との類似性と差異を明示し、水域生物の感染防御機構を理解させる。また、事前に教材などを提供し、魚類生理や病理に関して自ら予習・復習を実施させる。
	特別研究	水域生物科学特別研究 (Advanced Research on Marine Biological Science)	5	1 2 3	主指導教員 及び副指導教員		学生は、指導教員及び副指導教員の研究指導に基づき研究計画を策定し、その研究計画に従って実験や理論を展開し、研究論文を作成する。特別研究では、指導教員は学生に対して以下の指導を行う。 第1段階では、研究テーマと直接関係した文献調査、研究テーマと関連する研究領域の動向・将来性などについての文献調査及び的確な研究計画の策定をさせる。 第3段階では、これまでの論文誌等の投稿論文や発表論文を纏め、学位論文の作成、博士論文審査会での発表などについて、指導を行う。 第2段階では、研究計画に基づきデータの解析や収集を行わせる。さらに、学生には、研究の進捗状況を専攻毎に開催するセミナーにおいて英語による口頭発表を2回行わせる。さらに、研究成果は学会等で発表するよう指導する。

## 2-3 物質・情報工学専攻

## Department of Materials and Informatics

★はコーディネーター

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
	研究科共通	研究者倫理 (Researcher Ethics)	1	1 前 2 後	守屋 和幸 楠田 哲也 圖師 一文 ★ 各指導教員	2 2	社会に対する科学技術の役割と使命を理解し、研究者・技術者として守るべき研究者倫理の基本、及び社会への貢献と責任について理解を深める。
	専攻必修講義	エネルギー変換論 (融合科目) (Energy conversion)	2	1 前 2 後	大崎 明彦 甘日出 勇 山内 誠 保田 昌秀 窪寺 昌一 酒井 剛 ★ 前田 幸治 林 則行 迫田 達也 横谷 篤至 井上 謙吾	2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1	光エネルギー・化学物質・電子の持つエネルギーの相互の変換する機能を持つ電子素子・触媒等の機能性材料の基礎と先端技術について講義する。また、電子、原子、イオン、分子の衝突や化学反応を伴うエネルギーの基礎過程、X線と物質の相互作用や高温プラズマの物理、天体の物理状態の予測等による宇宙の進化や、電気及び光エネルギーの発生や伝送及びそのシステムと計算機を用いた解析等についても講義する。
		設計生産システム論 (融合科目) (Design and Production Technology)	2	1 前 2 後	御手洗 正文 各務 聰 小園 茂平 ★ 佐藤 治 大西 修 岡崎 直宣	3 3 2 3 2 2	高度情報化社会における新産業の創出と、環境負荷低減技術やエネルギーの有効利用を志向した高度な設計工学、制御技術、生産情報システム、およびこれらの基盤となるソフトウェア技術、情報ネットワーク技術、数理工学的手法等について基礎と先端技術の概説を行う。
		数理情報工学論 (融合科目) (Computer Science and Bio-informatics)	2	1 前 2 後	辻川 亨 ★ 飯田 雅人 古谷 博史 横田 光広 淡野 公一 平田 昌彦	3 2 2 3 2 3	種々の現象を微分方程式で記述し、それを解く数理的方法、生物が有する進化・適応・認識などの優れた機能を模したアルゴリズム、回路素子、システムなどの基礎と先端技術及び農業システムにおける数理モデルの構築と利用について講述する。

Course of Advanced Materials and Energy

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
新材料エネルギー工学教育コース	専攻選択講義	機能性材料特論 (Advanced lecture on functional Materials)	2	1 前 2 後	酒井 剛 ★ 奥山 勇治 松永 直樹	5 5 5	化学物質からエネルギーを取得する固体材料および環境浄化のための触媒創生技術の基礎と先端技術について講義する。特に、無機材料の物理的・化学的機能と電子構造等の固体化学特性の関係を詳述し、高機能化のための組成・構造設計、解析法および合成法について講義する。
		光・レーザー工学特論 (Advanced Photochemistry, Laser and Photonics Engineering)			窪寺 昌一 横谷 篤至 甲藤 正人 ★ 保田 昌秀 白上 努	3 3 4 3 3	レーザー等の発生技術およびレーザー・光を活用した物質加工技術・物質変換等の基礎と先端技術について講義する。 物質変換では、励起種および短寿命活性種の関与する化学反応、解析方法について講述する。 物質加工技術では、最近の超高出力レーザーが開く非摂動論的振舞いをする現象について、超短パルスX線発生、ガンマ線発生等の応用に視点をとき、先端的な量子電子工学のトピックについて講義を行う。
		半導体材料特論 (Advanced lecture on semiconductor materials)			鈴木 秀俊 前田 幸治 福山 敏彦 吉野 賢二 ★ 西岡 賢祐	3 3 3 3 3	半導体を中心とする電子材料について、基本的な物性、創生技術および計測・評価技術の基礎と先端技術について講義する。特に半導体におけるエネルギー変換機構、高効率エネルギー変換材料形成法、エネルギー変換デバイスについて材料技術の立場から講義する。
		エネルギー応用工学特論 (Advanced Lectures on Applied Energy Technology)			林 則行 ★ 迫田 達也	8 8	パルス電磁エネルギーの一種であるパルスパワーの発生や伝送、計測などのパルスパワー技術の基礎や応用を理解する。さらに、放電プラズマの産業応用や環境技術に関する基礎や応用を理解することを授業の狙いとする。

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
新材料エネルギー工学教育コース	専攻選択講義	量子エネルギー特論 (Advanced Quantum Physics on Elementary Processes)	2	1 前 ～ 2 後	大崎 明彦 ★ 松田 達郎 五十嵐 明則	6 5 5	原子分子から素粒子原子核に至る物質の量子的な側面を励起・脱励起、電離・再結合、反応機構、崩壊過程、等を通して低エネルギー領域から高エネルギー領域に亘るエネルギー変換の諸機構について量子論的基礎および実験の両面から講述する。
		宇宙エネルギー工学特論 (Advanced Lecture on High Energy Astrophysics)	2	1 前 ～ 2 後	甘日出 勇 ★ 山内 誠 森 浩二	5 5 5	宇宙で発せられる高エネルギー粒子・X線などの観測方法および解析手法の基礎と先端技術について解説する。
	特別研究	新材料エネルギー工学特別研究 (Advanced Research on Advanced Materials and Energy)	5	1 ～ 3	主指導教員 及び副指導教員		学生は、指導教員及び副指導教員の研究指導に基づき研究計画を策定し、その研究計画に従って実験や理論を展開し、研究論文を作成する。特別研究では、指導教員は学生に対して以下の指導を行う。  第1段階では、研究テーマと直接関係した文献調査・研究テーマと関連する研究領域の動向・将来性などについての文献調査及び的確な研究計画の策定をさせる。 第2段階では、研究計画に基づきデータの解析や収集を行わせる。さらに、学生には、研究の進捗状況を専攻毎に開催するセミナーにおいて英語による口頭発表を2回行わせる。さらに、研究成果は学会などで発表するよう指導する。 第3段階では、これまでの論文誌などの投稿論文や発表論文を纏め、学位論文の作成、博士論文審査会での発表などについて、指導を行う。

Course of Production Technology

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
生産工学教育コース	専攻選択講義	設計生産技術特論 (Advanced lecture on design and production manufacturing)	2	1前 2後	河村 隆介 古谷 博史 坂本 真人 大西 修 鄧 鋼	4 1 1 5 4	資源と環境を考慮した「ものづくり」の開発や研究のために必要な素材・設計・生産に関わる基礎と先端技術について講述する。
		可視化情報振動工学特論 (Advanced lecture on visualized information and vibration technology)			小園 茂平 長瀬 慶紀 川末 紀功仁 ★ 岡部 匠 盆子原 康博	3 3 3 3 3	可視化情報工学を利用した構造物や樹木等の植生などの非線形振動あるいは流体関連振動に関わる構造物や流れの三次元画像計測・PIV計測・レーザー計測・ロボットビジョン等の種々の計測手法、可視化手法、数値解析手法の基礎と先端技術について講述する。
		制御システム特論 (Advanced lecture on control system)			佐藤 治 ★ 穗高 一条	8 7	物質・情報工学専攻のディプロマポリシー（地球環境の保全と環境調和・循環型及び高度情報化社会の課題に取り組むための高度なアルゴリズムとソフトウェアを活用した情報処理能力）に関する講義を行っており、その中でも特に（制御系のモデリングとアクチュエータの駆動プログラム作成および、電子回路に用いられるフィードバック制御）に関する講義を行う。
		高度生産情報システム特論 (Advanced lecture on computer integrated production systems)			片山 徹郎 池田 諭 岡崎 直宣 ★ 久保田 真一郎	4 4 4 4	高度生産情報システムの構築について、知的生産システムや高機能情報ネットワークの観点から論じる。知的生産システムの内容として、確率的アルゴリズムなどの、システムで用いる効率的なアルゴリズムの設計方法や、ソフトウェア設計手法やテスト手法を用いたシステムの品質管理について取り上げ、高機能情報ネットワークの内容として、高信頼なネットワークシステムを構築するための技術について取り上げる。

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
生産工学教育コース	専攻選択講義	農工計測解析特論 (Advanced lecture on measurement and analysis of agricultural and engineering production)	2	1前 2後	河村 隆介 岡部 匠 鄧 鋼 ★ 川末 紀功仁	3 3 5 4	工学系で研究・開発された計測解析技術を農学系の分野に適用し、農産物の生産工場並びに生存環境の保全に活用する手法を教授する。
	特別研究	生産工学特別研究 (Advanced Research on production technology)	5	1 3	主指導教員 及び副指導教員		学生は、指導教員及び副指導教員の研究指導に基づき研究計画を策定し、その研究計画に従って実験や理論を展開し、研究論文を作成する。特別研究では、指導教員は学生に対して以下の指導を行う。 第1段階では、研究テーマと直接関係した文献調査・研究テーマと関連する研究領域の動向・将来性などについての文献調査及び的確な研究計画の策定をさせる。 第2段階では、研究計画に基づきデータの解析や収集を行わせる。さらに、学生には、研究の進捗状況を専攻毎に開催するセミナーにおいて英語による口頭発表を2回行わせる。さらに、研究成果は学会などで発表するよう指導する。 第3段階では、これまでの論文誌などの投稿論文や発表論文を纏め、学位論文の作成、博士論文審査会での発表などについて、指導を行う。

Course of Computer Science and Bio-informatics

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
数理情報工学教育コース	専攻選択講義	生物の数理モデル特論 (Advanced lectures on Mathematical models in Biology)	2	1 前 2 後	辻川 亨 ★	3	生物、化学、物理で観察される現象の中でパターン形成のメカニズムをモデル化した方程式について、方程式の導出と理論的解析方法の基礎について講述する。
					飯田 雅人	3	
					今 隆助	3	
	専攻選択講義	情報処理ソフトウェア特論 (Advanced Lecture on Computer Software)	2	1 前 2 後	梅原 守道	3	生物の有する優れた環境適応力や柔らかな情報処理機構を模擬した機構を、ソフトウェア的に実現する方法の基礎と先端技術について講述する。
					出原 浩史	3	
					古谷 博史 ★	1	
	専攻選択講義	情報処理ハードウェア特論 (Advanced lecture on information processing hardware)	2	1 前 2 後	伊達 章	3	生物の神経や脳が示す優れた情報処理機能を模擬した知能情報システムを、ハードウェア的に構築するための理論と先端技術について講述する。特に、光システム、アナログ集積回路、センサー、自律移動ロボット、画像処理等の技術について解説し、新しい知能集積システムの構築について講述する。
					山森 一人	3	
					坂本 真人	2	
					田村 宏樹	3	
					青木 謙二	3	
					淡野 公一	3	

コース	科目区分	授業科目名 (英語名)	単位数	配当年次	授業担当教員		授業内容
					教員	回数	
数理情報工学教育コース	特別研究	数理情報工学特別研究  (Advanced Research on Computer Science and Bio-informatics)	5	1 ～ 3	主指導教員 及び副指導教員		<p>学生は、指導教員及び副指導教員の研究指導に基づき研究計画を策定し、その研究計画に従って実験や理論を展開し、研究論文を作成する。特別研究では、指導教員は学生に対して以下の指導を行う。</p> <p>第1段階では、研究テーマと直接関連した文献調査・研究テーマと関連する研究領域の動向・将来性などについての文献調査及び的確な研究計画の策定をさせる。</p> <p>第2段階では、研究計画に基づきデータの解析や収集を行わせる。さらに、学生には、研究の進捗状況を専攻毎に開催するセミナーにおいて英語による口頭発表を2回行わせる。さらに、研究成果は学会などで発表するよう指導する。</p> <p>第3段階では、これまでの論文誌などの投稿論文や発表論文を纏め、学位論文の作成、博士論文審査会での発表などについて、指導を行う。</p>

〔平成16年4月1日  
制 定〕

改正	平成17年3月30日	平成17年5月26日
	平成17年10月27日	平成17年12月22日
	平成18年3月23日	平成19年3月22日
	平成20年1月24日	平成20年3月27日
	平成20年12月26日	平成21年2月26日
	平成22年3月25日	平成22年11月25日
	平成24年3月22日	平成24年5月24日
	平成25年4月25日	平成26年3月27日

目次

- 第1章 学部
- 第1節 学部、学科又は課程の目的等（第1条）
  - 第2節 収容定員（第1条の2）
  - 第3節 学年、学期及び休業日（第2条—第4条）
  - 第4節 修業年限及び在学期間（第5条・第6条）
  - 第5節 入学（第7条—第13条）
  - 第6節 教育課程、履修方法等及び教員免許状（第14条—第29条）
  - 第7節 休学、復学、転学部、転学、留学、退学及び除籍（第30条—第37条）
  - 第8節 卒業及び学位（第38条—第40条）
  - 第9節 賞罰（第41条・第42条）
  - 第10節 厚生施設（第43条）
  - 第11節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第44条—第47条）
  - 第12節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第48条—第59条）
- 第2章 大学院
- 第1節 課程等の目的（第60条）
  - 第2節 収容定員（第61条）
  - 第3節 学年、学期及び休業日（第62条）
  - 第4節 修業年限及び在学期間（第63条・第64条）
  - 第5節 入学（第65条—第69条）
  - 第6節 教育課程、教育方法等、課程の修了要件及び教員免許状（第70条—第79条）
  - 第7節 休学、転学、留学、復学、退学及び除籍（第80条—第83条）
  - 第8節 学位（第84条・第85条）
  - 第9節 賞罰（第86条）
  - 第10節 研究生、科目等履修生、外国人留学生、特別聴講学生及び特別研究学生（第87条—第89条）
  - 第11節 検定料、入学料及び授業料（第90条）
  - 第12節 雜則（第91条）
- 第3章 別科
- 第1節 収容定員（第92条）
  - 第2節 学年、学期及び休業日（第93条）
  - 第3節 修業年限及び在学期間（第94条・第95条）
  - 第4節 入学（第96条—第101条）
  - 第5節 履修方法等（第102条・第103条）
  - 第6節 休学、復学、退学及び除籍（第104条・第105条）
  - 第7節 修了（第106条）
  - 第8節 賞罰（第107条）
  - 第9節 検定料、入学料及び授業料（第108条）
  - 第10節 雜則（第109条）
- 附則

第1章 学部

第1節 学部、学科又は課程の目的等

(学部、学科又は課程の目的等)

第1条 宮崎大学（以下「本学」という。）に置く学部、学科又は課程は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 前項の目的は、各学部において別に定める。

## 第2節 収容定員

(収容定員)

第1条の2 本学に置く学部の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科 ・ 課 程	入 学 定 員	収 容 定 員
教育文化学部	学校教育課程 人間社会課程	150 人 80	600 人 320
	計	230	920
医 学 部	医学科 看護学科	110 60(10)	660 240(20)
	計	170(10)	900(20)
工 学 部	環境応用化学科	58	232
	社会環境システム工学科	53	212
	環境ロボティクス学科	49	196
	機械設計システム工学科	54	216
	電子物理工学科	53	212
	電気システム工学科	49	196
	情報システム工学科	54 (10)	216 (20)
	計	370(10)	1,480(20)
農 学 部	植物生産環境科学科	50	200
	森林緑地環境科学科	50	200
	応用生物科学科	55	220
	海洋生物環境科学科	30	120
	畜産草地科学科	50	200
	獣医学科	30	180
	計	265	1,120
合 計		1,035(20)	4,420(40)

備考 ( )書きは、第3年次編入学定員分で外数である。

## 第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第3条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第4条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 春季休業
  - (4) 夏季休業
  - (5) 冬季休業
- 2 前項第3号から第5号までの期間については、別に定める。
- 3 学長は、必要があると認める場合は、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 学長は、必要があると認める場合は、休業日であっても授業を行う日とすることができる。

#### 第4節 修業年限及び在学期間

##### (修業年限)

第5条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科及び農学部獣医学科においては6年とする。

##### (在学期間)

第6条 学生の在学期間は、前条に規定する修業年限の2倍の期間を超えることはできない。ただし、医学部医学科においては第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次、第5年次及び第6年次のそれぞれについて、通算して4年を超えることはできない。

2 第13条第1項の規定により入学した学生の在学期間は、同条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍の期間を超えることはできない。

#### 第5節 入学

##### (入学の時期)

第7条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

##### (入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者にあっては、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

##### (入学の志願)

第9条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

##### (合格者の決定)

第10条 学長は、前条の規定による入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会（基本規則第48条で定める教授会をいう。以下同じ。）の議を経て、合格者を決定する。

(入学の手続)

第11条 前条の規定による合格者で、本学に入学しようとする者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第12条 学長は、前条の規定により、入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

(再入学、編入学及び転入学)

第13条 学長は、次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 第36条若しくは第37条第3号から第5号までの一の規定により本学の一学部を退学し、又は除籍された者で、当該学部に再入学を願い出た者
  - (2) 大学を卒業し、又は退学した者で、編入学を願い出た者
  - (3) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者で、編入学を願い出た者
  - (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）で、編入学を願い出た者
  - (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条の規定に該当する者で、編入学を願い出た者
  - (6) 他の大学に在学する者で、当該大学の学長が転入学の志願を承認した者
- 2 前項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位の取扱い並びに在学すべき年数については、当該学部教授会の議を経て学部長が決定する。
- 3 第9条、第11条及び第12条の規定は、第1項の規定により入学する者にこれを準用する。

## 第6節 教育課程、履修方法等及び教員免許状

(教育課程の編成方針)

第14条 本学は、基本規則第2条に定める目的及び使命並びに各学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養を培うよう適切に配慮するものとする。

(授業科目及び履修方法等)

第15条 本学で開設する授業科目及び履修方法等は、別に定める。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第15条の2 本学は、学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の修得)

第16条 学生は、別に定めるところにより授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

3 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他学部等の授業科目の履修)

第17条 学生は、別に定めるところにより他の学部又は所属する学部の他の学科・課程の授業科目を履修することができる。

(教員免許状授与の所要資格取得のための履修等)

第18条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律

第147号) 及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により、所要の単位を修得した者が取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

区分		教員免許状の種類	免許教科
教育文化学部	学校教育課程	幼稚園教諭一種 免許状	
		小学校教諭一種 免許状	
		中学校教諭一種 免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭一種 免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語
		特別支援学校教諭一種 免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者
人間社会課程	言語文化コース	高等学校教諭一種 免許状	英語
	社会システムコース	高等学校教諭一種 免許状	地理歴史、公民
工学部	環境応用化学科	高等学校教諭一種 免許状	理科、工業
	社会環境システム工学科	高等学校教諭一種 免許状	工業
	環境ロボティクス学科	高等学校教諭一種 免許状	工業
	機械設計システム工学科	高等学校教諭一種 免許状	工業
	電子物理工学科	高等学校教諭一種 免許状	理科、工業
	電気システム工学科	高等学校教諭一種 免許状	工業
	情報システム工学科	高等学校教諭一種 免許状	工業
農	植物生産環境科学科	高等学校教諭一種 免許状	理科、農業
	森林緑地環境科学科	高等学校教諭一種 免許状	理科、農業
	応用生物科学科	高等学校教諭一種	理科、農業

学 部		免 許 状	
	海洋生物環境学科	高等学校教諭一種 免 許 状	理科、水産
	畜産草地科学科	高等学校教諭一種 免 許 状	理科、農業
	獣医学科	高等学校教諭一種 免 許 状	農業

(他の大学等における授業科目の履修等)

- 第19条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他の大学等の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により修得した授業科目の単位については、60単位を超えない範囲で、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 第1項の規定により、他の大学等で履修した期間は、本学の修業年限に算入する。
- 4 第2項及び第3項の規定は、第35条の規定により学生が外国の大学及び短期大学（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合に準用する。

(休学期間中の外国の大学等における学修)

- 第20条 教育上有益と認めるときは、外国の大学等との協議に基づき、学生が休学期間に中に外国の大学等の授業科目を履修し、修得した単位を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、認定することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第21条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

- 第22条 教育上有益と認めるときは、第12条の規定により本学に入学した者が本学入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学入学後の本学学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った第21条に規定する学修を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第13条に規定する再入学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第19条第2項及び第20条並びに第21条に規定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 第1項及び第2項に規定する授業科目及び単位の認定に係る手続等については、別に定める。

(単位の計算方法)

- 第23条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目についてはこれらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、各学部において単位数を定めることができる。

### (1年間の授業期間)

第24条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

### (授業科目の授業期間)

第25条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

### (授業科目の成績)

第26条 授業科目を履修した学生に対しては、別に定めるところにより成績評価を行う。

### (成績評価基準等の明示等)

第26条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学習の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

### (単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、その成績評価に合格した者には、所定の単位を与える。

### (遠隔授業による修得単位)

第28条 第15条第2項の授業方法により修得した単位は、60単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位の中に算入することができる。ただし、124単位を超える単位数を卒業要件とする学部にあっては、別に定める。

### (委任規定)

第29条 本節に規定するもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、各学部長が別に定める。

## 第7節 休学、復学、転学部、転学、留学、退学及び除籍

### (休学)

第30条 疾病その他止むを得ない事由により引き続き2か月以上修学することができない者は、学部長の許可を得て休学することができる。

2 学部長は、疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者については、当該学部教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

### (休学期間)

第31条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。ただし、医学科にあっては通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第6条に規定する在学期間には算入しない。

### (復学)

第32条 休学期間に、その理由が消滅した場合は、学部長の許可を得て復学することができる。

2 第30条第2項の規定により休学を命ぜられた者が復学するときは、医師の診断書を添え、その所属する学部長に願い出て、当該学部教授会の議を経て、学部長の許可を得なければならない。

### (転学部、転学科及び転課程)

第33条 学生が、他の学部に転学部の志願をしようとするときは、その所属する学部長に願い出て、当該学部及び志願する学部の教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 学生が、その所属する学部の学科又は課程から同一学部の他の学科又は課程に転じようとするときは、その所属する学部長に願い出て、当該学部教授会の議を経て、学部長の許可を得なければならない。

3 第13条第2項の規定は、前2項の規定により転学部、転学科又は転課程をする者に、これを準用する。

4 第1項及び第3項に定めるもののほか、転学部に関し必要な事項は、別に定める。

(転学)

第34条 学生が、他の大学への入学又は転入学を志願しようとするときは、理由書を添え、その所属する学部長を経て、学長に願い出なければならない。

(留学)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学等との協議に基づき、学生を外国の大学等に留学させることができる。

2 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第36条 学生が、退学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者については、当該学部教授会の議を経て、学長は、これを除籍する。

- (1) 第6条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第31条第1項及び第2項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 第49条第3項から第5項に規定する納付すべき入学料を納付しない者
- (4) 第55条の規定により、授業料の徴収の猶予の許可を得ないでその納付を怠り、又は同条の規定により許可された授業料の徴収の猶予期限を経過し、かつ、督促を受けてもこれを納付しない者
- (5) 行方不明の届出があった者

## 第8節 卒業及び学位

(卒業の認定)

第38条 卒業の認定は、第5条に規定する修業年限（第13条第1項の規定により入学した者にあっては、同条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の単位数（医学部医学科にあっては授業時間数を含む。）を修得し、かつ、学部が定める卒業の審査に合格した者について、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。

(卒業証書・学位記の授与)

第39条 学長は、前条の規定により卒業の認定をした者に対し、卒業証書・学位記を授与する。

(学位の授与)

第40条 卒業の認定を受けた者には、次の区分に従い学位を授与する。

教育文化学部学校教育課程	学士（教育学）
教育文化学部人間社会課程	学士（教養）
医学部医学科	学士（医学）
医学部看護学科	学士（看護学）
工学部	学士（工学）
農学部（獣医学科を除く。）	学士（農学）
農学部獣医学科	学士（獣医学）

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9節 賞罰

(表彰)

第41条 表彰に値する行為があつた学生は、当該学部教授会の議を経て、学長がこれを表彰することができる。

(懲戒)

第42条 この規則その他本学の諸規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、当該学部教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
  - (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 停学の期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。

## 第10節 厚生施設

- (学生寄宿舎及び国際交流宿舎)
- 第43条 本学に、学生寄宿舎及び国際交流宿舎を置く。
- 2 学生寄宿舎及び国際交流宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

## 第11節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

- (研究生)
- 第44条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、研究生として入学を許可することができる。
- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

- (科目等履修生)
- 第45条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。
- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

- (特別聴講学生)
- 第46条 他の大学若しくは短期大学又は外国の大学等の学生で、本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学若しくは短期大学又は外国の大学等との協議に基づき、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。
- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

- (外国人留学生)
- 第47条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。
- 2 前項の外国人留学生に対しては、第15条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

- (検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)
- 第48条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

- (入学料)
- 第49条 入学料は、入学を許可するものとしての通知を行い、本学所定の入学手続をするときまでに徴収する。
- 2 所定の期日までに、入学料を納付しない者（入学料の免除申請書又は徴収猶予申請書を受理された者を除く。）は、入学を許可しない。
- 3 入学料の免除の不許可及び半額免除の許可になった者については、免除の不許可及び半額免除の許可が告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を徴収する。
- 4 入学料の徴収猶予の不許可になった者については、徴収猶予の不許可が告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を徴収する。
- 5 入学料の徴収猶予の許可になった者については、徴収猶予期間経過後14日以内に、納付すべき入学料を徴収する。

- (入学料の免除及び徴収猶予)
- 第50条 特別な事情により入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、入学料を免除

し、あるいは徴収を猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項については、別に定める。

(授業料)

第51条 授業料は、次に定める前期及び後期の2期に区分し、それぞれ年額の2分の1に相当する額を徴収する。

前期	4月から9月までの分	4月30日まで
後期	10月から翌年3月までの分	10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収する。

(休学及び復学の場合の授業料)

第52条 授業料の納入期限までに休学を許可され若しくは休学を命ぜられ又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可され若しくは休学を命ぜられた場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2 前期又は後期の中途中において、復学した者の授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に復学した月から当該期末までの月数を乗じた額とし、復学の日の属する月に徴収する。

(学年の中途で卒業する場合の授業料)

第53条 学年の中途で卒業する見込みの者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する予定の月数を乗じた額とし、当該学年の始めの月に徴収する。ただし、卒業する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料)

第54条 前期又は後期の中途中において、退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は、徴収する。ただし、第37条第3号、第4号、第5号若しくは死亡による除籍の場合は、この限りでない。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第55条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、その他特別な事情があると認められる者に対しては、授業料の免除あるいは徴収を猶予することができる。

2 授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項については、別に定める。

(寄宿料)

第56条 寄宿料は、別に定めるところにより徴収する。

(寄宿料の免除)

第57条 死亡した者、行方不明の理由により除籍された者又は災害の理由により寄宿料の納付が著しく困難と認められる者に対しては、寄宿料を免除することができる。

2 寄宿料の免除に関し必要な事項については、別に定める。

(既納の授業料等)

第58条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを返還しない。ただし、第2項及び第3項に該当する場合は、この限りでない。

2 第2次の学力検査等において、出願書類等による第1段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他による第2段階目の選抜を行う場合、第1段階目の選抜で不合格となった者に対しては、所定の期日までに当該者の申出があった場合には、既納の検定料のうち、別に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

3 第51条第2項の規定により前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学し、納付した者の申出があった場合には、後期分の授業料に相当する額を返還する。

(研究生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料並びに特別聴講学生の授業料)

第59条 研究生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

2 研究生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の徴収方法については、別に定める。

3 国立大学の学生である特別聴講学生については、検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

4 公私立大学の学生である特別聴講学生については、授業料のみを徴収する。この場合の授業料

の額及び徴収方法は、別に定める。

## 第2章 大学院

### 第1節 課程等の目的

#### (課程等の目的)

第60条 本学大学院（以下「大学院」という。）に置く修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

- 2 医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓抜した能力を培うことを目的とし、そのうち教育学研究科の教職大学院にあっては、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員養成のための教育を行うことを目的とする。
- 4 各研究科又は専攻の目的は、各研究科において別に定める。

### 第2節 収容定員

#### (収容定員)

第61条 大学院に置く研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	修 士 課 程		博 士 課 程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	教職実践開発専攻 学校教育支援専攻	8	16			28	56
	計	8	16			28	56
看護学研究科	看護学専攻	10	20				
	計	10	20				
工学研究科	応用物理学専攻 物質環境化学専攻 電気電子工学専攻 土木環境工学専攻 機械システム工学専攻 情報システム工学専攻	17 27 36 16 19 19	34 54 72 32 38 38				
	計	134	268				
農学研究科	農学専攻	68	136				
	計	68	136				
医学獣医学総合研究科	医科学獣医科学専攻 医学獣医学専攻		16	23	92		
	計	8	16	23	92		
	資源環境科学専攻			7	21		

農学工学総合研究科	生物機能応用科学専攻			4 5	12 15		
	物質・情報工学専攻			16	48		
合	計	228	456	39	140	28	56

### 第3節 学年、学期及び休業日

#### (学年、学期及び休業日)

第62条 学年、学期及び休業日は、第2条から第4条までの規定を準用する。

### 第4節 修業年限及び在学期間

#### (標準修業年限)

第63条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 医学獣医学総合研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。

3 農学工学総合研究科博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

4 教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上の必要があり、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他の特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、教育学研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。また、学部での免許状未取得者等に対して教育を行う場合であって、教育上支障を生じないときは、教育学研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を2年を超える期間とすることができる。

#### (在学期間)

第64条 在学期間は、修士課程にあっては4年、医学獣医学総合研究科博士課程にあっては8年、農学工学総合研究科博士後期課程にあっては6年、教育学研究科専門職学位課程にあっては前条第4項で定める学生の履修上の区分による標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

### 第5節 入学

#### (入学時期)

第65条 入学は、学年の始めとする。ただし、各研究科においては、学期の始めとすることができる。

#### (入学資格)

第66条 修士課程及び教育学研究科専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学の卒業者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものとして認めた者
- (8) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者にあっては、本学大学院におい

- て、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 農学工学総合研究科博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者にあっては、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
  - (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- 3 医学獣医学総合研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者
  - (2) 外国において学校教育における18年の課程(最終課程は、医学、歯学又は獣医学)を修了した者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終課程は、医学、歯学又は獣医学)を修了した者
  - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終課程は、医学、歯学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (5) 大学(医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を含むものに限る。)に4年以上在学し、本学大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者
  - (7) 外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し、本学大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
  - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院(医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)に入学した者にあっては、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
  - (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学(医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

#### (入学者選抜)

- 第67条 入学志願者に対しては、学力試験、面接試験及び健康診断を行い、これに出身大学長の提出する調査書の成績等を総合し、当該研究科委員会(基本規則第49条で定める研究科委員会をいう。以下同じ。)の議を経て、学長が合格者を決定する。
- 2 選抜の方法及び時期は、当該研究科において別に定める。

#### (入学手続及び入学許可)

- 第68条 前条の選抜試験(再入学及び転入学を含む。)に合格した者は、当該研究科において別に定めるところにより入学の手続を行い、かつ、誓約書を提出しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

#### (転入学及び再入学)

- 第69条 退学し、又は除籍(第83条において準用する第37条第3号から第5号までの規定のい

れかに該当する者に限る。) された学生で、同一専攻に再入学を志願する者には、退学又は除籍後1年以内に限り、学長がこれを許可することができる。ただし、医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程においては、当該研究科の定めるところにより、退学又は除籍後3年以内に限り、学長がこれを許可することができる。

- 2 転入学を志願する者があるときは、その志願する研究科の専攻に欠員がある場合に限り、選考の上、学長がこれを許可することがある。

## 第6節 教育課程、教育方法等、課程の修了要件及び教員免許状

### (教育課程の編成方針)

第70条 大学院の教育は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

### (教育方法等)

第70条の2 大学院(教職大学院を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 教職大学院の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。  
3 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。  
4 各研究科が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、第23条第1項第1号及び第2号に規定する基準を考慮して各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする

### (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第70条の3 本学は、大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

### (履修方法)

第71条 各研究科における授業科目の内容、単位数及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、各研究科において定める。

- 2 教育上有益と認めるときは、他大学の大学院において、当該大学院の授業科目を履修することができる。  
3 前項の規定により履修した授業科目の単位は、各研究科委員会の議に基づき、10単位を超えない範囲で、本学で履修した単位に算入できる。ただし、教職大学院においては、24単位を超えない範囲とする。  
4 第2項及び第3項の規定は、第82条の規定による留学の場合に準用する。

### (長期にわたる教育課程の履修)

第72条 学生が、職業を有している等の事情により、第63条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の規定により、計画的な履修を認められた者の受け入れについて、必要な事項は、各研究科において定める。

### (入学前の既修得単位の認定)

第73条 各研究科は、教育上有益と認めるときは、学生が当該研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該研究科委員会の議を経て、研究科長が当該研究科に入学した後の当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第71条第3項に規定する単位とは別に10単位を超えない範囲で、修了の要件として算入できるものとする。ただし、教職大学院においては、第71条第2項の規定により履修した単位数及び第76条第5項の規定により免除された単位数と合わせて、24単位を超えない範囲とする。

#### (研究指導委託)

第74条 研究科において、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）との協議に基づき、学生に他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

#### (単位の認定)

第75条 単位の認定は、試験又は研究報告等によって行い、合格した科目については所定の単位を与える。

#### (成績評価基準等の明示等)

第75条の2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

#### (課程の修了要件)

第76条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位（教育学研究科学校教育支援専攻にあっては、32単位、看護学研究科看護学専攻実践看護者育成コースがん看護領域にあっては、34単位、実践助産学領域にあっては、58単位、医学獣医学総合研究科医科学獣医学専攻にあっては、生物系以外の学部を卒業した者は「基礎細胞生物学」2単位を含む32単位）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 医学獣医学総合研究科博士課程の修了要件は当該課程に4年、農学工学総合研究科博士後期課程の修了要件は当該課程に3年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、医学獣医学総合研究科博士課程にあっては3年、農学工学総合研究科博士後期課程にあっては修士課程の在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格に關し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、農学工学総合研究科博士後期課程に入学した場合の当該課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 教育学研究科専門職学位課程の修了要件は、当該課程に第63条第4項で定める標準修業年限以上在学し、48単位以上を修得するものとする。

5 教育学研究科専門職学位課程は、教育上有益と認めるときは、当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有するものについて、10単位を超えない範囲で、実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

6 教育学研究科専門職学位課程は、第73条の規定により当該課程に入学する前に修得した単位を当該課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で当該課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

#### (修士論文及び博士論文の審査)

第77条 修士論文及び博士論文の審査については、別に定める。

2 各研究科は、必要があるときは、修士論文及び博士論文の審査について他の大学院等の教員等の協力を求めることができる。

#### (最終試験)

第78条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文及び博士論文の審査に合格した者について行い、その成績は、合格及び不合格の2種とする。

2 最終試験に關し、必要な事項は、各研究科において定める。

#### (教員の免許状授与の所要資格の取得)

第79条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の研究科において取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教員免許状の種類	免許教科
教育学研究科	教職実践開発専攻	幼稚園教諭 専修免許状	
		小学校教諭 専修免許状	
		中学校教諭 専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭 専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語
	学校教育支援専攻	幼稚園教諭 専修免許状	
		小学校教諭 専修免許状	
		中学校教諭 専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭 専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語
		特別支援学校教諭 専修免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者
工学研究科	応用物理学専攻	高等学校教諭 専修免許状	工業、理科
	物質環境化学専攻	高等学校教諭 専修免許状	工業、理科
	電気電子工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	工業
	土木環境工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	工業
	機械システム工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	工業
	情報システム工学専攻	高等学校教諭	工業

		専修免許状	
農学研究科	農学専攻	高等学校教諭 専修免許状	農業、水産

## 第7節 休学、転学、留学、復学、退学及び除籍

### (休学)

第80条 休学は、第30条及び第31条の規定を準用するほか、当該研究科において別に定める。

### (転学)

第81条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、その理由を具して当該研究科委員会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

### (留学)

第82条 学生は、外国の大学で学修するため、研究科長の許可を経て留学することができる。

2 前項の留学期間は、第63条の期間に含まれるものとする。

### (復学、退学及び除籍)

第83条 復学、退学及び除籍は、第32条、第36条及び第37条の規定を準用するほか、当該研究科において別に定める。

## 第8節 学位

### (学位)

第84条 学位の種類は、次のとおりとする。

教育学研究科	修士（教育学） 教職修士（専門職）
看護学研究科	修士（看護学）
工学研究科	修士（工学）
農学研究科	修士（農学） 修士（水産学） 修士（学術）
医学獣医学総合研究科	修士（医科学） 修士（動物医科学） 博士（医学） 博士（獣医学）
農学工学総合研究科	博士（農学） 博士（工学） 博士（学術）

### (学位授与)

第85条 修士課程、医学獣医学総合研究科博士課程、農学工学総合研究科博士後期課程及び教育学研究科専門職学位課程を修了した者には、前条の区分に従い学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

3 学位に関する規程は、別に定める。

## 第9節 賞罰

### (賞罰)

第86条 賞罰については、第41条及び第42条の規定を準用する。

## 第10節 研究生、科目等履修生、外国人留学生、特別聴講学生及び特別研究学生

(研究生、科目等履修生及び外国人留学生)

第87条 大学院に、研究生、科目等履修生及び外国人留学生を入学させることができる。

2 研究生、科目等履修生及び外国人留学生は、第44条、第45条及び第47条の規定を準用するほか、必要な事項は当該研究科において別に定める。

(特別聴講学生)

第88条 本学大学院の授業科目を履修することを希望する他の大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該他大学又は外国大学との協議に基づき特別聴講学生として授業科目の履修を認めることがある。

2 前項により、授業科目の履修を認められた学生は、前条第2項の規定を準用する。

(特別研究学生)

第89条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学大学院で研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受入れることがある。

2 特別研究学生に関する規程は、別に定める。

## 第11節 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第90条 研究科の学生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、別に定める。

2 研究生及び特別聴講生の検定料、入学料及び、授業料の額は、別に定める。ただし、特別聴講学生が国立の大学の学生であるときは、授業料は徴収しないものとする。

(1) 授業料は、それぞれの在学予定期間に応じ3月分又は6月分に相当する額を当該期間の当初の月に徴収するものとする。ただし、在学予定期間が3月末満又は6月末満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間の当初の月に徴収するものとする。

(2) 検定料及び入学料の徴収方法は、別に定める。

3 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

4 経済的理由等又は特別な事情あるいはやむを得ない事情により、入学料又は授業料等の納付が困難な者は、別に定める内規により、入学料の免除あるいは徴収猶予、又は授業料等の免除あるいは徴収猶予の取扱いを受けることができる。

## 第12節 雜則

(準用)

第91条 大学院学生に関し必要な事項は、この章によるほか、第1章の学部学生に関する規定を準用する。この場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「学部教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

## 第3章 別科

### 第1節 収容定員

(収容定員)

第92条 本学に置く別科の収容定員は、次のとおりとする。

別科名	専修	収容定員
畜産別科	畜産専修	4
	計	4

2 別科に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第93条 学年、学期及び休業日は、第2条から第4条までの規定を準用する。

第3節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第94条 本学別科（以下「別科」という。）の修業年限は、1年とする。

(在学期間)

第95条 在学期間は、1年とする。ただし、特別の事情があると認めたときは、願い出により2年を超えない範囲において、その延長を許可することができる。

第4節 入学

(入学の時期)

第96条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第97条 別科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者にあっては、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の志願)

第98条 入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、別科の基礎となる当該学部の長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 調査書

(合格者の決定)

第99条 学長は、前条の規定による入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、当該別科委員会の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続)

第100条 前条の規定による合格者で、別科に入学しようとする者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

(入学許可)

第101条 学長は、前条の規定により、入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

第5節 履修方法等

(授業科目及び履修方法等)

第102条 別科で開設する授業科目及び履修方法等は、別に定める。

(単位の授与)

第103条 授業科目を履修し、その成績評価に合格した者には、所定の単位を与える。

## 第6節 休学、復学、退学及び除籍

(休学)

第104条 休学は、第30条の規定を準用する。

(復学、退学及び除籍)

第105条 復学、退学及び除籍は、第32条、第36条及び第37条の規定を準用する。

## 第7節 修了

(修了)

第106条 別科に1年以上在学し、所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。

## 第8節 賞罰

(賞罰)

第107条 賞罰については、第41条及び第42条の規定を準用する。

## 第9節 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第108条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、別に定める。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

3 経済的理由等又は特別な事情あるいはやむを得ない事情により、入学料又は授業料等の納付が困難な者は、別に定めるところにより、入学料の免除あるいは徴収猶予、又は授業料等の免除あるいは徴収猶予の取扱いを受けることができる。

## 第10節 雜則

(準用)

第109条 別科学生に関し必要な事項は、この章によるもののほか、第1章の学部学生に関する規定を準用する。この場合において、「学部」とあるのは「別科」と、「学部長」とあるのは「別科長」と、「学部教授会」とあるのは「別科委員会」と読み替えるものとする。

## 附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立学校設置法の一部を改正する法律(平成15年法律第29号)附則第2項の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた宮崎大学(以下「旧宮崎大学」という。)及び宮崎医科大学(以下「旧宮崎医科大学」という。)に在学し、かつ、平成16年3月31日に旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学に在学する者(「以下「在学者」という。)並びに在学者の属する年次に編入学等する者が、在学しなくなるまでの間、国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第17条の規定により、旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学を卒業するために必要とされる教育課程の履修その他教育上必要な事項は、旧宮崎大学又は旧宮崎医科大学の学則及びその他の規程等の定めるところによる。

3 旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学の大学院に在学し、かつ、在学者及び在学者の属する年次に転入学等する者が、在学しなくなるまでの間、国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第17条の規定により、旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学を修了するために必要とされる教育課程の履修その他教育上必要な事項は、旧宮崎大学大学院規程又は旧宮崎医科大学大学院学則及びその他の規程等の定めるところによる。

## 附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第61条の表に定める修士課程及び博士前期課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成17年度は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成17年度
教育学研究科	学校教育専攻	14
	教科教育専攻	62
	計	76
医学系研究科	医学専攻	30
	看護学専攻	10
	計	40
工学研究科	応用物理学専攻	15
	物質環境化学専攻	21
	電気電子工学専攻	54
	土木環境工学専攻	36
	機械システム工学専攻	30
	情報システム工学専攻	18
	計	174
農学研究科	生物生産科学専攻	21
	地域資源管理科学専攻	12
	森林草地環境科学専攻	10
	水産科学専攻	12
	応用生物科学専攻	21
	計	76

- 3 第61条の規定にかかわらず、工学研究科物質工学専攻及び情報工学専攻並びに農学研究科農林生産学専攻、生物資源利用学専攻及び動物生産学専攻の収容定員については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成17年度
工学研究科	物質工学専攻	30
	情報工学専攻	8
	計	38
農学研究科	農林生産学専攻	40
	生物資源利用学専攻	15
	動物生産学専攻	21

- 4 平成16年度以前に工学研究科物質工学専攻及び情報工学専攻並びに農学研究科農林生産学専攻、生物資源利用学専攻及び動物生産学専攻に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この規則は、平成17年5月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成17年10月27日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成17年12月22日から施行し、第8条第5号及び第66条第5号の規定は、平成17年12月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度に工学研究科物質環境化学専攻に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に工学研究科博士前期課程に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項に規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成18年度以前に工学研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。
- 4 第61条の表に定める農学研究科修士課程の平成19年度の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	収容定員
農 学 研 究 科	生物 生 産 科 学 専 攻	37
	地 域 資 源 管 理 科 学 専 攻	24
	森 林 草 地 環 境 科 学 専 攻	20
	水 産 科 学 専 攻	22
	応 用 生 物 科 学 専 攻	41
	計	144

- 5 第61条の表に定める農学工学総合研究科博士後期課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	平成19年度	平成20年度
農 学 工 学 総 合 研 究 科	資 源 環 境 科 学 専 攻	4	8
	生物 機能 応用 科学 専 攻	4	8
	物 質 ・ 情 報 工 学 専 攻	8	16
	計	16	32

- 6 第61条の規定にかかわらず、工学研究科博士後期課程物質エネルギー工学専攻及びシステム工学専攻の収容定員については、次の表のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	平成19年度	平成20年度
工 学 研 究 科	物 質 エ ネ ル ギ 一 工 学 専 攻	12	6
	シ ス テ ム 工 学 専 攻	12	6

	計	24	12
--	---	----	----

### 附 則

この規則は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

### 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の2の表に定める教育文化学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までは、次のとおりとする。

学 部	課 程	平成20年度	平成21年度	平成22年度
教育文化学部	学 校 教 育 課 程	450	500	550
	人 間 社 会 課 程	80	160	240
	地 域 文 化 課 程	90	60	30
	生 活 文 化 課 程	120	80	40
	社 会 シ ス テ ム 課 程	180	120	60
	計	920	920	920

- 3 平成19年度以前に教育文化学部地域文化課程、生活文化課程及び社会システム課程に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第18条第2項に規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第61条の表に定める教育学研究科修士課程及び専門職学位課程の平成20年度の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	修士課程	専門職学位課程
教育学研究科	教 職 実 践 開 発 専 攻	10	28
	学 校 教 育 支 援 専 攻		
	計	10	28

- 5 第61条の規定にかかわらず、教育学研究科修士課程学校教育専攻及び教科教育専攻の平成20年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	収容定員
教育学研究科	学 校 教 育 専 攻	8
	教 科 教 育 専 攻	30
	計	38

- 6 第61条の表に定める医学系研究科博士課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までは、次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医学系研究科	医 学 専 攻	20	40	60
	細 胞 ・ 器 官 系 専 攻	30	20	10
	生 体 制 御 系 専 攻	36	24	12
	生 体 防 衛 機 構 系 専 攻	12	8	4
	環 境 生 态 系 専 攻	12	8	4
	計	110	100	90

- 7 平成19年度以前に教育学研究科に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第

2項に規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 8 平成19年度以前に教育文化学部及び教育学研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。

#### 附 則

この規則は、平成20年12月26日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 第1条の2の表に定める医学部医学科の入学定員は、平成29年度までのものとし、医学部医学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成25年度までは、次のとおりとする。

学部・学科	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部・医学科	605	610	615	620	625

#### 附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 第1条の2の表に定める医学部医学科の入学定員は、平成31年度までのものとし、医学部医学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

学部・学科	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部・医学科	615	625	635	645	655

- 3 第1条の2の表に定める農学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成22年度	平成23年度	平成24年度
農 学 部	植物生産環境科学科	50	100	150
	森林緑地環境科学科	50	100	150
	海洋生物環境学科	30	60	90
	畜産草地科学科	50	100	150

- 4 第1条の2の規定にかかわらず、農学部食料生産科学科、生物環境科学科及び地域農業システム学科の平成22年度から平成24年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成22年度	平成23年度	平成24年度
農 学 部	食料生産科学科	180	120	60
	生物環境科学科	195	130	65
	地域農業システム学科	165	110	55

- 5 平成21年度以前に農学部食料生産科学科、生物環境科学科及び地域農業システム学科に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第18条第2項に規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 6 第61条の表に定める医科学看護学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	平成22年度
医科学看護学研究科	医 学 専 攻 看 護 学 専 攻	15 10

- 7 第61条の表に定める医学獣医学総合研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとお

りとする。

研究科名	専攻名	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医学獣医学総合研究科	医学 獣医学 専攻	23	46	69

8 第61条の規定にかかわらず、医学系研究科修士課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成22年度
医学系研究科	医科学 専攻 看護学 専攻	15 10

9 第61条の規定にかかわらず、医学系研究科博士課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医学系研究科	医学 専攻	40	40	20

10 平成21年度以前に農学部及び医学系研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 第1条の2の表に定める工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成24年度	平成25年度	平成26年度
工学部	環境応用化学科	58	116	174
	社会環境システム工学科	53	106	159
	環境ロボティクス学科	49	98	147
	機械設計システム工学科	54	108	162
	電子物理工学科	53	106	159
	電気システム工学科	49	98	147
	情報システム工学科	228	224	220

3 第1条の2の規定にかかわらず、工学部材料物理工学科、物質環境化学科、電気電子工学科、土木環境工学科及び機械システム工学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成24年度	平成25年度	平成26年度
工学部	材料物理工学科	147	98	49
	物質環境化学科	204	136	68
	電気電子工学科	264	176	88
	土木環境工学科	174	116	58
	機械システム工学科	147	98	49

4 平成23年度以前に工学部材料物理工学科、物質環境化学科、電気電子工学科、土木環境工学科及び機械システム工学科に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第18条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 第61条の表に定める工学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成24年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成24年度

工学研究科	応用物理学専攻	32
	物質環境化学専攻	48
	電気電子工学専攻	63
	土木環境工学専攻	34
	機械システム工学専攻	34
	情報システム工学専攻	37

6 第61条の表に定める農学工学総合研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成24年度及び平成25年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成24年度	平成25年度
農学工学総合研究科	資源環境科学専攻	15	18
	物質・情報工学専攻	21	18

#### 附 則

この規則は、平成24年5月24日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

#### 附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 第61条の表に定める教育学研究科学校教育支援専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成26年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度
教育学研究科	学校教育支援専攻	18

3 第61条の表に定める看護学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず平成26年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度
看護学研究科	看護学専攻	10

4 第61条の規定にかかわらず、医科学看護学研究科医科学専攻及び看護学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度
医科学看護学研究科	医科学専攻 看護学専攻	15 10

5 第61条の表に定める農学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成26年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度
農学研究科	農学専攻	68

6 第61条の規定にかかわらず、農学研究科生物生産科学専攻、地域資源管理科学専攻、森林草地環境科学専攻、水産科学専攻及び応用生物科学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度

農学研究科	生物生産科学専攻	16
	地域資源管理科学専攻	12
	森林草地環境科学専攻	10
	水産科学専攻	10
	応用生物科学専攻	20

- 7 平成25年度以前に農学研究科生物生産科学専攻、地域資源管理科学専攻、森林草地環境科学専攻、水産科学専攻及び応用生物科学専攻に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 第61条の表に定める医科学獣医学総合研究科修士課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成26年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度
医学獣医学総合研究科	医科学獣医学専攻	8

- 9 平成25年度以前に医科学看護学研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。

## ○宮崎大学学位規程

平成16年4月1日  
制定

改正 平成17年3月30日 平成19年3月22日  
平成20年3月27日 平成22年3月25日  
平成22年11月25日 平成25年3月28日  
平成26年3月27日

### (目的)

第1条 この規程は、宮崎大学学務規則（以下「規則」という。）第40条第2項及び第85条第3項の規定により宮崎大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定める。

### (学位の種類等)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学  
教養  
医学  
看護学  
工学  
農学  
獣医学

3 修士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学  
医学  
動物医学  
看護学  
工学  
農学  
水産学  
学術

4 博士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

医学  
農学  
獣医学  
工学  
学術

5 専門職学位は、教職修士（専門職）とする。

### (学位の授与要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の医学獣医学総合研究科博士課程又は農学工学総合研究科博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に規定するもののほか、本学大学院の医学獣医学総合研究科博士課程又は農学工学総合研究科博士後期課程を経ない者であっても、博士論文を提出して学位の授与を申請し、その審査に合格し、かつ、本学大学院の医学獣医学総合研究科博士課程又は農学工学総合研究科博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者にも学位を授与することができる。

5 専門職学位は、本学大学院の教育学研究科専門職学位課程を修了した者に授与する。

### (学位の申請)

第4条 修士の学位論文は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士の学位授与の申請は、学位論文願に論文、論文目録、論文要旨及び履歴書を添え、当該研究科長に提出するものとする。

3 前条第4項の規定による学位の申請は、学位申請書に論文、論文目録、論文要旨及び履歴書並びに学位論文審査手数料57,000円を添え、当該研究科長に提出するものとする。

4 本学大学院の医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が学位を申請すると

きは、前項の規定を適用する。この場合において、退学したときから1年を超えないときは、学位論文審査手数料の納付を免除する。

5 提出した学位論文及び既納の学位論文審査手数料は、返還しない。

(学位論文)

第5条 提出する修士及び博士の学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文又は関係資料を提出させことがある。

(審査の付託)

第6条 研究科長は、修士及び博士の学位論文を受理したときは、当該研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

(審査)

第7条 教育学、工学、農学の各研究科委員会は、修士課程の論文審査を付託されたときは、当該専攻の教授1名のほか、関連する専門分野の教員（助手を除く。以下同じ。）のうちから2人以上の審査委員を選出して、論文の審査及び最終試験を行う。

2 農学工学総合研究科委員会は、論文審査を付託されたときは、主指導教員及び副指導教員を含む5人以上の教員からなる学位論文審査委員会により、論文の審査並びに最終試験又は試験を行う。ただし、学位論文審査委員会には、研究指導を担当する資格を有する教員3人以上を含むものとする。

3 前2項の審査には、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

4 看護学研究科委員会及び医学獣医学総合研究科委員会は、当該学位論文の審査を行うため審査委員会を設置し、その委員として、当該委員会の構成員の中から3人を選定する。

5 前項の審査委員は、主査1人、副査2人とする。ただし、医学獣医学総合研究科委員会が必要と認めたときは、当該構成員以外の本学の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

6 審査委員会は、第3条第2項及び第3項の規定によるものについては学位論文の審査及び最終試験を、第3条第4項の規定によるものについては学位論文の審査及び学力の確認を行う。

(審査期間)

第8条 修士論文の審査は、提出者の在学期間に終了するものとする。

2 博士論文の審査は、受理した日から1年以内に終了するものとする。

(最終試験又は試験)

第9条 最終試験又は試験は、論文の審査を終えた後、論文を中心として関連ある授業科目について口頭又は筆記により行うものとする。

(学力の確認)

第10条 第3条第4項に規定する学力の確認は、第4条第3項及び第4項の規定により申請のあった者に対し、学位論文の審査及び試験を終えた後、学位論文に関連のある専門分野及び外国語について、口頭又は筆記によって行う。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第4項に規定する者のうち退学したときから当該研究科が定める年限以内に学位を申請する者については、前項の学力の確認を免除することができる。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員は、論文の審査並びに最終試験又は試験及び学力の確認を終了したときは、速やかにその結果を文書をもって当該研究科委員会に報告しなければならない。

(合否の判定)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、修士及び博士の学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決を行うには、委員（外国出張者及び休職者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(判定結果の報告)

第13条 研究科長は、当該研究科委員会が前条第1項によって合格と決定した者の氏名、論文審査の要旨並びに最終試験又は試験の成績を文書をもって速やかに学長に報告しなければならない。

(学位の授与及び報告)

- 第14条 学長は、学士の学位にあっては学部長から報告のあった者について、修士及び博士の学位並びに専門職学位にあっては前条の規定により報告のあった者について、所定の学位記を授与する。授与できない者には、その旨を本人に通知するものとする。
- 2 前項前段の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録するとともに、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第12条に定める様式により、文部科学大臣に報告しなければならない。

(学位論文要旨等の公表)

- 第15条 博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び学位論文の審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

- 第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事情がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを作成することができるものとする。この場合において、研究科長は、当該学位論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、「宮崎大学審査学位論文」と明記しなければならない。
- 4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

- 第17条 学位を授与された者は、その学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

- 第18条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は、当該研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。
- 2 研究科委員会が前項の決定をする場合には、第12条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

- 第19条 学位記の様式は、別紙1から別紙5のとおりとする。

(特定の課題の取扱い)

- 第20条 規則第76条第1項に規定する特定の課題についての研究の成果に関する取扱いについては、この規程に定める修士論文に関する取扱いに準ずるほか、必要に応じて各研究科が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年11月25日から施行する。

2 国立学校設置法の一部を改正する法律(平成15年法律第29号)附則第2項の規定により平成15

年9月30日に当該大学に在学した者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた宮崎大学及び宮崎医科大学の学部又は大学院に在学する者（以下「在学者」という。）並びに在学者の属する年次に編入学等した者については、改正後の第19条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

別紙1-1（第3条第1項関係）

宮大〇第○号
卒業証書・学位記
本姓（新規姓名） 氏 名 生年月日
宮崎大学〇〇学部〇〇学科（課程）に入学し卒業するため必要な所定の課程を本学で修めたので卒業したことと認め学士（〇〇）の学位を授与する。
平成 年 月 日
宮崎大学〇〇学部長 ○〇〇〇印
宮崎大学長 ○〇〇〇印

別紙1-2（第3条第1項関係）

宮大〇第○号
卒業証書・学位記
本姓（新規姓名） 氏 名 生年月日
宮崎医科大学医学部〇〇学科に入学し卒業するため必要な所定の課程を本学で修めたので卒業したことと認め学士（〇〇）の学位を授与する。
平成 年 月 日
宮崎大学〇〇学部長 ○〇〇〇印
宮崎大学長 ○〇〇〇印

別紙2-1（第3条第2項関係）

〇博士○号
学位記
本姓（新規姓名） 氏 名 生年月日
宮崎大学大学院〇〇研究科〇〇専攻に入学し本学大学院において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇）の学位を授与する。
平成 年 月 日
宮崎大学 印

※第20条に定める特定の問題による学位記については、「学位論文の審査」を「特定の問題についての研究成果の審査」と記載する。

別紙2-2（第3条第2項関係）

〇博士○号
学位記
本姓（新規姓名） 氏 名 生年月日
宮崎医科大学大学院医学研究科〇〇専攻に入学し本学大学院において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（医科学）の学位を授与する。
平成 年 月 日
宮崎大学 印

※第20条に定める特定の問題による学位記については、「学位論文の審査」を「特定の問題についての研究成果の審査」と記載する。

別紙3-1（第3条第3項関係）

〇博士後○号
学位記
本姓（新規姓名） 氏 名 生年月日
宮崎大学大学院〇〇研究科〇〇専攻に入学し本学大学院において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇）の学位を授与する。
平成 年 月 日
宮崎大学 印

別紙3-2（第3条第3項関係）

〇博士後○号
学位記
本姓（新規姓名） 氏 名 生年月日
宮崎医科大学大学院医学研究科〇〇専攻に入学し本学大学院において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（医学）の学位を授与する。
平成 年 月 日
宮崎大学 印

### 附 則

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 改正後の第15条の規定は、この規程の施行の日以降に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 改正後の第16条の規定は、この規程の施行の日以降に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別紙1（第3条第1項関係）

宮大〇第 号

卒業証書・学位記

本籍（都道府県名）

氏 名  
生 年 月 日

本学〇〇学部〇〇学科（課程）所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（〇〇）の学位を授与する

平成 年 月 日

宮崎大学〇〇学部長 ○ ○ ○ ○ 印

宮 崎 大 学 長 ○ ○ ○ ○ 印

別紙2（第3条第2項関係）

〇修第 号

学 位 記

本籍（都道府県名）

氏 名  
生 年 月 日

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士（博士前期）課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇）の学位を授与する

平成 年 月 日

宮 崎 大 学 印

※第20条に定める特定の課題による学位記については、「学位論文の審査」を「特定の課題についての研究成果の審査」と記載する。

別紙3（第3条第3項関係）

○博甲第 号

学 位 記

本籍（都道府県名）

氏 名

生 年 月 日

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士（博士後期）課程において所定の単位を修得  
し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する

平成 年 月 日

宮 崎 大 学 印

別紙4（第3条第4項関係）

○博乙第 号

学 位 記

本籍（都道府県名）

氏 名

生 年 月 日

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（〇〇）の学位を  
授与する

平成 年 月 日

宮 崎 大 学 印

別紙5（第3条第5項関係）

○修(専)第 号

学 位 記

本籍（都道府県名）

氏 名

生 年 月 日

本学大学院教育学研究科教職実践開発専攻の専門職学位課程において所定の単位を  
修得したので教職修士（専門職）の学位を授与する

平成 年 月 日

宮 崎 大 学 印

○宮崎大学大学院農学工学総合研究科規程

平成 19 年 4 月 1 日  
制 定

改正 平成 20 年 9 月 8 日 平成 21 年 2 月 18 日  
平成 22 年 9 月 6 日 平成 22 年 9 月 24 日  
平成 23 年 2 月 16 日 平成 26 年 11 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人宮崎大学基本規則及び宮崎大学学務規則の規定に基づき、宮崎大学大学院農学工学総合研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 研究科は、自然科学の分野において、専門的かつ学際的な研究・教育を行い、科学・技術の発展に資するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

(研究科長)

第 3 条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科の専任の教授をもって充てる。
- 3 研究科長は、研究科の校務をつかさどる。
- 4 研究科長に事故があるときは、副研究科長がその職務を代行する。
- 5 研究科長に欠員が生じたときは、改めて選考を行う。
- 6 研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副研究科長)

第 4 条 研究科に、副研究科長 1 人を置く。

- 2 副研究科長は、研究科の専任の教授をもって充てる。
- 3 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。
- 4 副研究科長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、研究科長の任期の終期を超えることはできない。
- 5 副研究科長に欠員が生じたときは、改めて選考を行う。
- 6 副研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第 5 条 研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

(専攻及び講座)

第 6 条 研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。

資源環境科学専攻	環境共生科学講座	持続生産科学講座
生物機能応用科学専攻	生命機能科学講座	水域生物科学講座
物質・情報工学専攻	新材料エネルギー工学講座	生産工学講座
	数理情報工学講座	

- 2 前項に掲げるもののほか、研究科の専攻に協力講座を置くことができる。
- 3 前 2 項に掲げるもののほか、研究科の専攻に客員の教授及び准教授をもって構成する講座（次項において「客員講座」という。）を置くことができる。
- 4 協力講座及び客員講座に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

(専攻長)

第 7 条 前条第 1 項の専攻に専攻長を置き、当該専攻の専任の教授をもって充てる。

- 2 専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。
- 3 専攻長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、専攻長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(入学時期)

第7条の2 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学)

第8条 入学志願者は、指定の期日までに入学願書に所定の書類及び検定料を添えて学長に提出しなければならない。

第9条 入学志願者の選考は、志願する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

2 前項の選考について、入学試験実施方法についての申合せ、入学試験実施要領等については別に定める。

第10条 合格者は、指定の期日までに、所定の書類に入学料を添えて入学手続をしなければならない。

(転入学、転専攻及び転教育コース)

第11条 学務規則第69条第2項の規定により本研究科に転入学を志望する者には、研究科委員会の議を経て許可することができる。

2 本研究科学生で転専攻又は転教育コースを志望する者には、研究科委員会の議を経て許可することができる。

(授業、研究指導及び学習方法)

第12条 授業科目及び単位数は、別に定める。

第13条 学生の授業科目履修、研究及び学位論文に対する指導を行うため、学生ごとに指導教員を置く。

2 指導教員は、主指導教員1名及び2名以上の副指導教員とする。主指導教員は研究指導を担当する資格を有する教授又は准教授とし、副指導教員は研究指導又は研究指導の補助を担当する資格を有する教員とする。なお、研究指導の補助者として他の教員を加えることができる。

3 指導教員は、研究科委員会において定める。

第14条 学生は、研究題目及び履修科目を、学年初めに指導教員の指導に従って選定し、担当する教員の承諾を得て研究科長に届け出なければならない。

第15条 学生は、所属専攻に係る授業科目について12単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、指導教員が教育上必要があると認めるとときは、研究科の他の専攻又は本学の他研究科の授業科目を履修し、かつ、必要な研究を行うことができる。

3 学生は、指導教員が教育上必要があると認めるとときは、他大学の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修し、又は他大学の大学院・研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)において必要な研究を行うことができる。

(教育方法の特例)

第16条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 前項の対象となる学生は、社会人に対する特別選抜を経て入学した者とする。

(試験及び単位の認定)

第17条 試験は、毎学期末において授業担当教員が行う。ただし、特別な事情のある場合には、学期の途中において行うことができる。なお、授業担当教員に退職又は事故あるときは、研究科委員会が指名した他の教員が行う。

第18条 単位認定は、試験又は研究報告等により授業担当教員が行う。

2 第15条第2項及び第3項により修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合の認定は、研究科委員会が行う。

3 転入学前及び再入学前に大学院で履修した科目単位数及び在学年数は、研究科委員会の議を経て算入することができる。

4 履修科目の成績は、それぞれ100点満点で60点以上を合格とし、所定の単位を与え、60点未満を不合格とし、単位を与えない。

5 前項の成績を発表する必要がある場合は、下記の評語と評点によるものとする。

秀：評点90点以上(到達目標を特に優秀な水準で達成している。)

優：評点80～89点(到達目標を優秀な水準で達成している。)

良：評点70～79点（到達目標を良好に達成している。）

可：評点60～69点（到達目標を達成している。）

不可：評点60点未満（到達目標を達成していない。）

（成績に関する申し立て）

第19条 成績評価を受けた者は、合否発表後1週間以内に授業担当教員に答案等の閲覧を請求することができる。また、成績評価に異議がある場合には、原則として学期末までに授業担当教員に申し立てをすることができる。

（学位論文の審査及び課程修了の認定等）

第20条 学位論文を提出することができる者は、3年次後半の学期以降である。ただし、優れた研究業績を上げた者については、修士課程の在学期間を含めて3年目後半の学期以降に提出することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、入学資格に関して修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められて入学した者であって、かつ、優れた研究業績を上げた者については、1年次後半の学期以降に学位論文を提出することができる。
- 3 学位の審査を受けようとする者は、指定した期日までに、所定の申請書類とともに学位請求論文を研究科長に提出しなければならない。

第21条 研究科委員会は、論文審査を付託されたときは、主指導教員及び副指導員を含む5名以上の教員からなる学位論文審査委員会により、論文の審査及び最終試験を行う。ただし、学位論文審査委員会には、研究指導を担当する資格を有する教員3名以上を含み、主査は研究指導を担当する資格を有する教官とする。

- 2 前項の審査には、必要に応じ他大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

第22条 最終試験は、第15条に定める履修方法により、所定の単位を修得し、学位論文を提出したものについて行う。

- 2 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連する科目について筆記又は口述試験によって行う。
- 3 最終試験は、学位論文を審査した教員が行う。ただし、その教員に退職又は事故あるときは研究科委員会が指名した他の教員が行う。

第23条 研究科委員会が特に必要と認めた場合は、追審査及び追試験を行うことがある。

- 2 追審査及び追試験の実施は、研究科委員会において適宜定める。

（休学、退学、除籍、復学及び再入学）

第24条 休学、退学、除籍、復学及び再入学については、宮崎大学学務規則の定めるところによる。

- 2 復学は、研究科委員会で承認の上、研究科長が許可する。
- 3 再入学の選考は、研究科委員会で行う。

（研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び特別研究学生）

第25条 研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 博士の学位を有する者
- (2) 前号と同等以上の研究能力及び学力があると研究科が認めた者

第26条 研究生として入学を志願する者は、研究期間及び研究題目を記載した願書に履歴書、身体検査書及び検定料を添え、学長に提出しなければならない。

第27条 前条の志願者については、研究科委員会において学力及び能力を検査の上選考する。

第28条 研究生として許可された者は、指定の期日までに入学料を納付し、入学手続きをしなければならない。

第29条 研究生の在学期間は、原則として当該年度1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

第29条の2 科目等履修生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 前号と同等以上の学力があると研究科が認めた者

第30条 宮崎大学学務規則第88条に定める特別聴講学生については、第27条から第29条までを準用する。

第31条 外国人で研究科の学生、研究生等として入学を志願する者については、前条までの規定によるほか、宮崎大学外国人留学生規程により取り扱う。

第32条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本研究科で研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受入れることがある。

(懲戒)

第33条 研究科長は、研究科学生が学務規則第86条の規定による懲戒の対象に該当すると認めるとときは、研究科委員会の議を経て学長に申し出るものとする。

(事務)

第34条 研究科に係る事務については、工学部教務・学生支援係（農学工学総合研究科担当）の事務部において処理する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する研究科長は、第3条第2項の規定にかかわらず、農学部長とし、その任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成19年9月30日までとする。

附 則

この規程は、平成20年9月8日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月16日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程施行の日に現に研究科長若しくは副研究科長である者の任期については、平成27年9月30日までとする。

## 4. 学位授与に関する取扱要領

### 4-1 宮崎大学大学院農学工学総合研究科博士後期課程における課程修了による学位授与に関する取扱要領

〔平成19年4月1日  
制 定〕

改正 平成21年2月18日 平成22年9月6日  
平成23年2月16日 平成23年9月5日  
平成24年2月22日

#### (趣旨)

第1条 宮崎大学大学院農学工学総合研究科博士後期課程における課程修了による学位授与に関する取扱いについては、宮崎大学学位規程（平成16年4月1日制定。以下「学位規程」という。）及び宮崎大学大学院農学工学総合研究科規程（平成19年4月1日制定。以下「研究科規程」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

#### (学位論文の提出)

第2条 学位規程第3条第3項の規定により学位の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書（別紙様式1）……………1部
- (2) 学位論文（注1）……………5部
- (3) 学位論文の要旨（別紙様式3）……………5部
- (4) 論文目録（別紙様式4）……………5部
- (5) 履歴書（別紙様式5）……………5部
- (6) 論文共著者の承諾書（別紙様式6）（注2）……………5部
- (7) 参考論文（注3）……………各5部

（注1）学位論文が認められるまでは、正確には「学位申請論文」であるが、以下の文言では慣例に従い、「学位論文」と記述する。学位論文は日本語又は英語で書くこととし、英語で書かれたものは題目に日本語を併記すること。

（注2）外国人との連名の場合は、同様な内容の文書（原則として英語）があればよい。正本1部、残り4部はコピーでよい。

（注3）参考論文は論文別刷り又はその複写を冊子とし、表紙には学位論文題目、申請者氏名などを記載する。冊子は簡易な形式でよい。

2 前項に掲げる書類の提出期間は、次のとおりとする。

- (1) 3月に学位の授与を受けようとする者は、前年12月の所定の期間とする。
- (2) 9月に学位の授与を受けようとする者は、同年5月の所定の期間とする。

#### (学位論文審査委員会)

第3条 学位規程第7条第2項及び研究科規程第21条第1項に規定する学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という）は、次のとおりとする。

- (1) 主指導教員
- (2) 副指導教員を含む4人以上の教員

2 前項第2号の教員は、専任又は兼担の教授又は准教授とする。

3 審査委員会には、研究指導を担当する資格を有する教員3人以上を含み、この中から1人を互選により主査とする。また、1人は主指導教員と同一の講座から選出するものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第2号の審査委員として、他大学院若しくは研究所等の教員を加えることができる。
- 5 第1項第2号の審査委員の選出は、学位の授与を受けようとする者が属する専攻の申請に基づき研究科委員会で行う。

(学位論文公聴会)

- 第4条 審査委員会は、学位論文審査の一環として、学位論文の公聴会を開催しなければならない。  
2 公聴会の日程等は、開催日の1週間前までに公示するものとする。

(試験の通知)

- 第5条 審査委員会は、学位規程第9条に規定する試験の内容、方法及び日程等を定め、これを実施日の1週間前までに学位を申請した者に通知するものとする。

(学位論文の審査結果及び最終試験結果の報告)

- 第6条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、論文審査結果の要旨（別紙様式7）並びに学位論文審査結果及び最終試験結果報告書（別紙様式8）を研究科長に提出するものとする。

(雑則)

- 第7条 この要領に定めるもののほか、学位の授与に関する事項は、研究科委員会において定める。

附 則

この取扱要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この取扱要領は、平成21年2月18日から実施する。

附 則

この取扱要領は、平成22年9月6日から実施する。

附 則

この取扱要領は、平成23年2月16日から実施する。

附 則

この取扱要領は、平成23年9月5日から実施する。

附 則

この取扱要領は、平成24年2月22日から実施する。

## 4-2 宮崎大学大学院農学工学総合研究科博士後期課程における論文提出による学位授与に関する取扱要領

[ 平成 21 年 2 月 18 日 ]  
制 定  
改正 平成 22 年 9 月 6 日 平成 23 年 2 月 16 日  
平成 23 年 9 月 5 日 平成 24 年 2 月 22 日  
平成 25 年 2 月 21 日

### (趣旨)

第1条 宮崎大学大学院農学工学総合研究科博士後期課程における論文提出による学位授与に関する取扱いについては、宮崎大学学位規程（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「学位規程」という。）及び宮崎大学大学院農学工学総合研究科規程（平成 19 年 4 月 1 日制定。以下「研究科規程」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (学位論文提出の資格)

第2条 学位規程第3条第4項の規定により学位の授与を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本研究科博士後期課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者
  - (2) 大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した後、4年以上の研究歴を有する者
  - (3) 大学を卒業した後、7年以上の研究歴を有する者
  - (4) その他研究科委員会において資格があると認めた者
- 2 前項第2号及び第3号にいう研究歴とは、次に掲げるものとする。
- (1) 大学の専任教員として研究に従事した期間
  - (2) 大学の研究生として研究に従事した期間
  - (3) 大学院の学生として在学した期間
  - (4) 官公庁、会社等において研究に従事した期間
  - (5) その他研究科委員会において前各号と同等以上と認めた期間

### (学位論文の提出)

第3条 学位規程第3条第4項の規定により学位の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書（別紙様式2） ······ 1部
- (2) 学位論文（注1） ······ 5部
- (3) 学位論文の要旨（別紙様式3） ······ 5部
- (4) 論文目録（別紙様式4） ······ 5部
- (5) 履歴書（別紙様式5） ······ 5部
- (6) 研究歴に関する証明書 ······ 5部
- (7) 最終出身大学（院）の卒業（修了）証明書又は単位修得退学証明書 ······ 5部
- (8) 論文共著者の承諾書（別紙様式6）（注2） ······ 5部
- (9) 参考論文（注3） ······ 各5部
- (10) 学位論文審査手数料

（注1）学位論文が認められるまでは、正確には「学位申請論文」であるが、以下の文言では慣例に従い、「学位論文」と記述する。学位論文は日本語又は英語で書くこととし、英語で書かれたものは題目に日本語を併記すること。

（注2）外国人との連名の場合は、同様な内容の文書（原則として英語）があればよい。正本1部、残り4部はコピーでよい。

(注3) 参考論文は論文別刷り又はその複写を冊子とし、表紙には学位論文題目、申請者氏名などを記載する。冊子は簡易な形式でよい。

2 前項に掲げる書類の提出期間は、次のとおりとする。

- (1) 3月に学位の授与を受けようとする者は、前年8月の所定の期間とする。
- (2) 9月に学位の授与を受けようとする者は、同年2月の所定の期間とする。

(学位論文審査委員会)

第4条 学位規程第7条第2項及び研究科規程第21条第1項に規定する学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、学位論文の内容及び専攻科目に関する分野の教員5人以上とする。

2 前項の教員は、専任又は兼任の教授又は准教授とする。

3 審査委員会には、研究指導を担当する資格を有する教員3人以上を含み、この中から1人を互選により主査とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の審査委員として、他大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

5 第1項の審査委員の選出は、学位論文の内容に関する専攻の申請に基づき研究科委員会で行う。

(学位論文公聴会)

第5条 審査委員会は、学位論文審査の一環として、学位論文の公聴会を開催しなければならない。

2 公聴会の日程等は、開催日の1週間前までに公示するものとする。

(試験の通知)

第6条 審査委員会は、学位規程第9条に規定する試験の内容、方法及び日程等を定め、これを実施日の1週間前までに学位を申請した者に通知するものとする。

(学力の確認の通知等)

第7条 審査委員会は、学位規程第10条に規定する学力の確認の内容、方法及び期日等を定め、これを実施日の1週間前までに学位を申請した者に通知するものとする。

2 学力試験の内容は学位論文に関する専門分野及び外国語とし、外国語については、1種類を課すものとする。ただし、外国人については、母国語を除くものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号に規定する者のうち、退学したときから3年以内の者について学力の確認の試験を免除する。

(学位論文の審査及び試験等の結果の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験等が終了したときは、論文審査結果の要旨(別紙 様式7)並びに学位論文審査及び最終試験結果報告書(別紙様式8)を研究科長に提出するものとする。また、学位規程第10条に規定する学力の確認を行い、学力の確認結果報告書(別紙様式9)を作成し研究科長に提出するものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、学位の授与に関する事項は、研究科委員会において定める。

附 則

この取扱要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この取扱要領は、平成22年9月6日から実施する。

**附 則**

この取扱要領は、平成23年2月16日から実施する。

**附 則**

この取扱要領は、平成23年9月5日から実施する。

**附 則**

この取扱要領は、平成24年2月22日から実施する。

**附 則**

この取扱要領は、平成25年2月21日から実施する。

#### 4-3 別紙様式

別紙様式1（宮崎大学学位規程第3条第3項関係）

平成 年 月 日

宮崎大学大学院農学工学総合研究科長 殿

宮崎大学大学院農学工学総合研究科  
博士後期課程  
平成 年度（月）入学  
専攻

氏名 印

#### 学位申請書

このたび、博士（農学、工学、学術）の学位の授与を受けたく、宮崎大学学位規程第4条第2項の規定に基づき、学位論文、学位論文の要旨、論文目録、履歴書、論文共著者の承諾書及び参考論文の綴、各5部を提出しますので、審査くださるようお願い申し上げます。

平成 年 月 日

宮崎大学大学院農学工学総合研究科長 殿

所属  
氏名

印

学 位 申 請 書

このたび、博士（農学、工学、学術）の学位の授与を受けたく、宮崎大学学位規程第4条第3項の規定に基づき、学位論文、学位論文の要旨、論文目録、履歴書、研究歴に関する証明書、最終出身大学（院）の卒業（修了）証明書又は単位修得退学証明書、論文共著者の承諾書及び参考論文の綴各5部を提出しますので、審査くださるようお願い申し上げます。

## 別紙様式3

## 学位論文の要旨

フリガナ 氏名	印
専攻 入学年度	宮崎大学大学院農学工学総合研究科博士後期課程 専攻 平成 年度(月)入学
学位論文 題目	
<p><b>【論文の要旨】</b> (和文の場合1,200字程度、英文の場合800語程度)</p>	

- (注1) 論文博士の場合は、「専攻、入学年度」の欄には審査を受ける専攻を記入すること。  
 (注2) フォントは和文の場合、10.5ポイントの明朝系、英文の場合12ポイントのtimes系とする。  
 (注3) 学位論文題目が外国語の場合は日本語を併記すること。  
 (注4) 和文又は英文とする。

## 論 文 目 錄

フリガナ 氏 名	印
専 攻 入学年度	宮崎大学大学院農学工学総合研究科博士後期課程 専攻 平成 年度(月)入学
学位論文 題 目	
<p><b>【参考論文】</b></p> <p>1. 題 目 著 者 学術論文誌名 ・巻号頁 ・発行年月</p> <p>2. 題 目 著 者 学術論文誌名 ・巻号頁 ・発行年月</p>	
<p><b>【その他の論文】</b></p> <p>1. 題 目 著 者 学術論文誌名 ・巻号頁 ・発行年月</p>	
<p><b>【学会等における口頭発表論文等】</b></p> <p>1. 題 目 著 者 発表学会等名 ・巻号頁 ・発行年月</p>	

(注1) 論文博士の場合は、「専攻、入学年度」の欄には審査を受ける専攻名を記入すること。

(注2) 学位論文題目が外国語の場合は日本語を併記すること。

(注3) 参考論文は、「宮崎大学大学院農学工学総合研究科博士後期課程における研究指導、履修方法及び修了要件に関する申合せ」の(5)学術論文誌の要件に従う。

(注4) 参考論文の題目、著者名の表記は原論文の表記に従う。(印刷中の場合は掲載誌の書式がわかる頁を複写し添付する。)

## 履歴書

フリガナ 氏名		生年月日	本籍 (国籍)	○○県
現住所	〒			
学歴 (大学卒以降、本研究科入学までの学歴を記入)				
年月	事項			
	宮崎大学○○学部○○学科卒業 宮崎大学大学院○○研究科修士課程○○専攻入学 宮崎大学大学院○○研究科修士課程○○専攻修了 宮崎大学大学院農学工学総合研究科博士後期課程○○専攻入学			
職歴				
年月	事項			
研究歴				
年月	事項			
例) ○年○月から	○○○に関する研究 ※農学工学総合研究科在学期間の研究は除く			
学会及び社会における活動				
年月	事項			
例) ○年○月から	○○学会会員 (現在に至る)			
賞罰				
年月	事項			

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏名

印

(注1) 外国人留学生の場合、本籍の欄は国名を書く。

宮崎大学大学院農学工学総合研究科長 殿

## 学位申請に係わる参考論文使用承諾書

このたび、〇〇〇〇（申請者氏名）の学位申請に当たり、下記の学術論文を学位論文の参考論文として使用することを承諾いたします。

学位申請者氏名		
所属専攻	宮崎大学大学院農学工学総合研究科博士後期課程 専攻	
入学年度	平成 年度（月）入学	
学位論文題目		
参考論文題目等 題 目		
著 者		
学術論文誌名		
・巻号頁 ・発行年月		
承諾者 氏 名	印	
所 属 等		
所 在 地 〒 (現 住 所)		
電 話		
承諾年月日	年 月 日	

- (注1) 承諾者は現在の勤務先の部署・課、所在地および電話番号を記入する。
- (注2) 承諾者が退職者の場合は、現住所および電話番号を記入する。
- (注3) 共著者が外国人の場合は同様の内容が証明される文書で代えることができる。
- (注4) 学位論文題目が外国語の場合は日本語を併記すること。
- (注5) 共著者の内、申請時の主指導教員並びに副指導教員は本承諾書の提出を免除することができる。
- (注6) 参考論文の題目、著者名の表記は原論文の表記に従う。(印刷中の場合は掲載誌の書式がわかる頁を複写し添付する。)

平成 年 月 日

## 論文審査結果の要旨

専攻 入学年度	専攻 平成 年度(月)入学		氏名	
論文題目				
審査委員 職名及び氏名	主査			
	副査			
審査結果の要旨(800字以内)				

(注1) 論文題目が外国語の場合は日本語を併記すること。

(注2) 最後に「公聴会での発表および質疑応答も適切であり、本審査委員会は論文審査および最終試験に合格したと判定する」という文言を統一して記載すること。

平成 年 月 日

宮崎大学大学院農学工学総合研究科長 殿

## 学位論文審査結果及び最終試験結果報告書

下記のとおり審査及び試験結果を報告致します。

学位申請者氏名、所属、論文題目	
学位申請者	
所属専攻	専攻
入学年度	平成 年度(月)入学
論文題目	
論文審査及び最終試験の実施	
審査年月日	論文審査 平成 年 月 日~
	平成 年 月 日
	最終試験 平成 年 月 日
論文審査及び最終試験の結果	
論文審査	合格 不合格
最終試験	合格 不合格
審査委員 職名及び氏名	主査 印 副査 印 副査 印 副査 印 副査 印

(注) 論文題目が外国語の場合は日本語を併記すること。

平成 年 月 日

宮崎大学大学院農学工学総合研究科長 殿

## 学力の確認結果報告書

下記のとおり、学位申請者の学力の確認結果を報告いたします。

学位申請者氏名、所属、論文題目					
学位申請者					
所属専攻	専攻				
論文題目					
実施年月日					
実施年月日	平成 年 月 日～ (2回以上実施した場合にはすべてを列記する)				
実施内容					
【学力の確認】 学力の確認は以下のとおりである。					
1. 専門に関する学力の確認					
2. 外国語					
以上のように学力の確認を行った結果、本審査委員会では、申請者は十分な学力を有するものと判定する。					
審査委員 槟名及び氏名	主査				印
	副査				印
	副査				印
	副査				印
	副査				印

(課程博士用)

平成 年 月 日

宮崎大学大学院農学工学総合研究科長 殿

宮崎大学大学院農学工学総合研究科  
博士後期課程  
平成 年度( 月)入学  
専攻

氏名 印

学位論文題目変更願

審査過程で審査委員より論文題目の変更を提案されましたので、下記のとおり変更をお願いします。

記

旧論文題目：

新論文題目：

(論文博士用)

平成 年 月 日

宮崎大学大学院農学工学総合研究科長 殿

所属

氏名

印

学位論文題目変更願

審査過程で審査委員より論文題目の変更を提案されましたので、下記のとおり変更をお願いします。

記

旧論文題目：

新論文題目：

## 5. 宮崎大学大学院農学工学総合研究科博士後期課程における学位論文の作成要領

平成19年4月1日制定	農学工学総合研究科委員会承認
平成21年2月5日改正	農学工学総合研究科運営委員会承認
平成23年9月21日改正	農学工学総合研究科運営委員会承認
平成25年4月19日改正	農学工学総合研究科運営委員会承認

本研究科において学位を申請しようとするものは、この論文作成要領により、学位論文を作成すること。

### 1. 用いる言語

日本語又は英語とする。

### 2. 学位申請時に提出する論文

- (1) 用紙の大きさは、A4版で、横書きとすること。
- (2) 学位論文の表紙には、論文題目、学位授与年月、所属(専攻名まで)、氏名を記載すること。
- (3) 学位論文は仮綴じでも良い。

### 3. 学位論文の提出

- (1) 学位論文は、PDF形式でCD-Rに収めて、学位記の授与前までに1部を提出すること。
  - (2) 学位論文を提出する際には、「宮崎大学学術情報リポジトリ登録許諾書」を提出すること。
4. インターネット上に公開できないやむを得ない事情がある場合は、上記3. (1)～(2)とあわせて、インターネットを利用した公表が不可能である場合の理由書(宮崎大学学術情報リポジトリ登録許諾書別紙)と学位論文の要旨を提出すること。

#### 附 則

この取扱要領は、平成19年4月1日から実施する。

#### 附 則

この取扱要領は、平成22年4月1日から実施する。

#### 附 則

この取扱要領は、平成25年4月1日から実施する。

## 6. 農学工学総合研究科博士後期課程 学位論文のインターネットによる全文公開について

農学工学総合研究科 運営委員会

学位規則の一部改正が平成 25 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、博士論文の全文をこれまでの印刷物としての公表に代えてインターネットの利用により公表を行うこととなり、本学では学術情報リポジトリにて公開することになりました。そこで、学位論文作成に伴う著作権上の具体的な注意点について、研究科として以下の方針を取ることにします。

- (1) 研究科の学位論文について、学術雑誌に掲載された参考論文をはじめとする関係論文をまとめた形で作成しているのであれば、その学位論文は別の新しい著作物と見ることができるため、執筆者（学生）の承諾が得られればインターネットに公開できる。
- (2) しかし、学位論文に、学位申請に係る参考論文の部分的な転載を行なう場合には、下記の理由により執筆者が著作権について注意を払う必要がある。
- (3) 学位論文を本学のリポジトリへ登録する際には、当該学術コンテンツの全著作権者（出版社等）、および全共著者についてもそれらの同意を得ておく必要がある。
- (4) なお、他者の論文を引用する場合については、学術論文を執筆投稿する場合と同様に、通常の著作権法上の注意を払うこと。
- (5) 以上のことについては、指導教員が教育の一環として学生へ指導する必要がある。

### 上記(2)の理由

学術雑誌に掲載された参考論文を、どの程度学位論文に利用しているかは、学位論文の執筆者（学生）によって様々と考えられる。たとえば、章全部をそのまま転載しているのか、全部ではないがかなりの部分を引用しているのか、また、表現が同じなのか、語尾などを変えているのか、それともまとめているのか等、転載、引用、参考の程度を把握しているのは学位論文の執筆者（学生）本人であるため、出版社・学会等への著作権に関する対応は、執筆者（学生）が指導教員の指導のもとで行うものとする。

### 参考

博士論文の公開について（図書館ホームページ）

<http://www.lib.miyazaki-u.ac.jp/aboutus/ripo/ripodoc>

リポジトリとして登録する場合は上記 URL にある登録許諾書が必要になります。

平成 年 月 日

## 7. 宮崎大学学術情報リポジトリ登録許諾書

宮崎大学長 殿

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、当該博士論文を、「宮崎大学学術情報リポジトリ運用指針」が定める利用条件のもとで利用することを許諾し、宮崎大学学術情報リポジトリへ登録します。また、このことについて当該学術コンテンツの全著作権者および全共著者に同意を得ています。

種類	博士論文		
タイトル			
著者名			
掲載雑誌 (注1)	雑誌タイトル		
	巻号	卷	号 (年出版)
	出版社・学会等		
掲載雑誌 (注1)	雑誌タイトル		
	巻号	卷	号 (年出版)
	出版社・学会等		
データ形式 (注2)	<input type="checkbox"/> Adobe Acrobat を使って PDF 化しています。※必ずチェックしてください。		
即時公表の可否 (注3)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 (別紙理由書も提出してください)		

(注1) 学位論文に転載している論文を記入してください。3編以上ある場合、様式は問いませんので各論文について上記内容を明記したものを提出してください。

(注2) 望ましいフォーマットは「PDF/A (ISO-19005)」です。作成方法は以下サイトをご覧ください。  
[http://helpx.adobe.com/jp/acrobat/kb/cpsid\\_91992.html](http://helpx.adobe.com/jp/acrobat/kb/cpsid_91992.html)

(注3) 即時公表とは、学位授与日から一年以内にインターネットを利用して全文を公表することです。

### 【利用条件】(「宮崎大学学術情報リポジトリ運用指針」を抜粋)

附属図書館は以下の方法により、リポジトリに登録された学術コンテンツを恒久的に利用できるようになります。

- (1) 学術コンテンツを複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する
- (2) (1)の複製物は、ネットワークを通じて不特定多数に無償で公開（送信）する
- (3) 利用・保存のために必要な複製・媒体変換を行う

附属図書館は、リポジトリに登録された学術コンテンツの利用については、以下のことを遵守する。

- (1) 上記に挙げた利用方法以外による利用は行わない
- (2) ネットワークを通じて学術コンテンツを利用する者に対し、著作権法を遵守するよう下記の内容を周知する

「学術コンテンツの利用にあたっては、原則として著作権者に許諾を得なければならないが、私的使用目的での複製や引用等、著作権法で定める権利制限規定の範囲内の利用については、著作権者に許諾を得る必要はない」

別紙

平成 年 月 日

インターネットを利用した公表が不可能である場合の理由書

宮崎大学長 殿

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、宮崎大学学位規程第16条第2項の規程に基づき、以下の理由のため博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表いたします。

全文を公表できない理由

公表可能になる日付（指定の期間を経過後に全文の公開が可能となる場合に記入）

全文に代える要旨（要旨のPDFデータを全文と共にCD-R等で提出することを推奨）

# Permission for Registration to the University of Miyazaki Institutional Repository

To President of the University of Miyazaki

Department \_\_\_\_\_

Name \_\_\_\_\_

Signature \_\_\_\_\_

Date \_\_\_\_\_

I grant that this doctoral dissertation is available under the terms prescribed by "Operational Guidelines of the University of Miyazaki Institutional Repository", and register to the Repository. In addition, I have obtained agreement regarding this from co-authors of this academic content.

Content	Doctoral dissertation	
Title of dissertation		
Author's name		
Magazine (*1)	Title	
	Volume, No.	Vol. No. (Published year )
	Publisher	
Magazine (*1)	Title	
	Volume, No.	Vol. No. (Published year )
	Publisher	
Data format(*2)	<input type="checkbox"/> PDF(used Adobe Acrobat) *Be sure to check.	
Publish immediately (*3)	<input type="checkbox"/> Permit <input type="checkbox"/> Not Permit (Please submit the statement of reasons attached this.)	

(\*1) Please fill in the papers that reprinted the thesis. If you have more than 3 papers, please submit a document which describes the information above for each paper. Style does not matter.

(\*2) "PDF / A (ISO-19005)" format is desirable. About creating, please refer to the following URL.  
[http://helpx.adobe.com/jp/acrobat/kb/cpsid\\_91992.html](http://helpx.adobe.com/jp/acrobat/kb/cpsid_91992.html)

(\*3) Publish immediately, is to publish the full text via the Internet within one year from the date of the award degree.

## 【Terms of Use】(Extracts from "Operational Guidelines of the University of Miyazaki Institutional Repository")

By the following method, the library will be available permanently academic contents that are registered in the repository.

- (1) Duplicate the contents and store on the server to build the repository
- (2) Duplicating of (1), open (send to) the public at free through the network
- (3) Duplicate and convert to other media required for use and storage

The library will comply the following for the use of academic contents are registered in the repository.

- (1)Do not use except by the use of the methods mentioned above
- (2)For those who use academic contents through the network, inform the contents of the following to comply with the Copyright Law

"In order to use academic contents, it is necessary to obtain the permissions from the copyright holders in principle, however for use within the scope of the provisions limiting the rights prescribed in the Copyright Law, such as replications and citations for private use, it is not necessary."

Attached paper

The statement of reasons about not to publish the full text via the Internet

To President of the University of Miyazaki

Department \_\_\_\_\_

Name \_\_\_\_\_

Signature \_\_\_\_\_

Date \_\_\_\_\_

For the following reasons, I hereby publish the summary of the doctoral dissertation instead of the full text relating to the award of the doctoral degree. It is based on paragraph 2 of Article 16 of the Regulations of Miyazaki degree.

Compelling reasons

Date there is no compelling reasons (Please fill in the date on which the full text can be published.)

The summary instead of the full text

(We recommend that you submit the summary's PDF data on a CD-R with the full text.)



